

報告第4号

専決処分したものの承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、下記の事項について別紙のとおり専決処分したから、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和8年5月29日提出

豊岡市長 門 間 雄 司

記

令和7年度豊岡市一般会計補正予算（第13号）

専決第6号

令和7年度豊岡市一般会計補正予算（第13号）

令和7年度豊岡市の一般会計補正予算（第13号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ370,947千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ55,886,357千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の変更は、「第2表繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表地方債補正」による。

令和8年3月31日専決

豊岡市長 門 間 雄 司

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 地方譲与税		468,798	5,657	474,455
	1. 地方揮発油譲与税	81,064	2,052	83,116
	2. 自動車重量譲与税	268,290	7,875	276,165
	4. 森林環境譲与税	118,459	△4,517	113,942
	5. 航空機燃料譲与税	985	247	1,232
3. 利子割交付金		15,467	3,285	18,752
	1. 利子割交付金	15,467	3,285	18,752
4. 配当割交付金		92,282	27,682	119,964
	1. 配当割交付金	92,282	27,682	119,964
5. 株式等譲渡所得割交付金		119,354	63,111	182,465
	1. 株式等譲渡所得割交付金	119,354	63,111	182,465
6. 法人事業税交付金		194,955	29,032	223,987
	1. 法人事業税交付金	194,955	29,032	223,987
7. 地方消費税交付金		1,961,111	191,949	2,153,060
	1. 地方消費税交付金	1,961,111	191,949	2,153,060
8. ゴルフ場利用税交付金		9,932	△143	9,789
	1. ゴルフ場利用税交付金	9,932	△143	9,789
10. 環境性能割交付金		102,271	△28,130	74,141
	1. 環境性能割交付金	102,271	△28,130	74,141
11. 地方特例交付金		58,795	△2,728	56,067
	1. 地方特例交付金	55,095	△2,231	52,864
	2. 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金	3,700	△497	3,203
12. 地方交付税		19,063,285	188,605	19,251,890
	1. 地方交付税	19,063,285	188,605	19,251,890
13. 交通安全対策特別交付金		7,854	△68	7,786
	1. 交通安全対策特別交付金	7,854	△68	7,786
16. 国庫支出金		7,534,911	122,633	7,657,544

一般会計

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	2. 国庫補助金	4,045,336	122,633	4,167,969
17. 県支出金		3,236,525	△151	3,236,374
	2. 県補助金	1,071,565	△151	1,071,414
19. 寄附金		1,982,906	2,000	1,984,906
	1. 寄附金	1,982,906	2,000	1,984,906
20. 繰入金		1,553,668	△192,609	1,361,059
	2. 基金繰入金	1,416,990	△192,609	1,224,381
22. 諸収入		2,607,769	31,422	2,639,191
	5. 雑収入	2,040,511	31,422	2,071,933
23. 市債		4,193,100	△70,600	4,122,500
	1. 市債	4,193,100	△70,600	4,122,500
歳入合計		55,515,410	370,947	55,886,357

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2. 総 務 費		9,267,934	594,220	9,862,154
	1. 総 務 管 理 費	8,141,557	594,220	8,735,777
8. 土 木 費		6,079,801	△220,000	5,859,801
	2. 道 路 橋 り ょ う 費	2,241,824	△220,000	2,021,824
12. 公 債 費		5,865,918	△3,273	5,862,645
	1. 公 債 費	5,865,918	△3,273	5,862,645
歳 出 合 計		55,515,410	370,947	55,886,357

第 2 表 繰越明許費補正

変 更

(単位 千円)

款	項	事 業 名	金 額	
			補 正 前	補 正 後
9. 消 防 費	1. 消 防 費	非常備消防事業	79,745	56,923
計			79,745	56,923

第 3 表 地方債補正

変 更

(単位 千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	
	補 正 前	補 正 後
バス交通対策事業費	4,100	3,700
〔予約型乗合交通車両〕	〔 4,100 〕	〔 3,700 〕
鉄道交通対策事業費	53,000	39,800
〔京都丹後鉄道軌道安全輸送設備等〕	〔 53,000 〕	〔 39,800 〕
物品等収蔵庫整備事業費	47,500	47,200
野外活動施設除却事業費	9,000	8,700
〔旧東大谷野外活動施設〕	〔 9,000 〕	〔 8,700 〕
保健施設整備事業費	9,000	8,900
〔但馬救命救急センター〕	〔 9,000 〕	〔 8,900 〕
水道施設整備事業費	193,400	175,400
〔一般会計出資債〕	〔 193,400 〕	〔 175,400 〕
土地改良事業費	82,700	82,600
〔基幹農道長寿命化事業〕	〔 22,500 〕	〔 22,400 〕
林道整備事業費	10,000	9,800
〔林道防災事業〕	〔 10,000 〕	〔 9,800 〕
観光施設整備事業費	400,600	397,600
〔城崎温泉交流センター〕	〔 177,300 〕	〔 177,200 〕
〔竹野観光トイレ〕	〔 8,700 〕	〔 8,200 〕
〔道の駅「神鍋高原」〕	〔 206,800 〕	〔 204,400 〕
泉源管理施設整備事業費	10,600	10,400
〔配湯用タンクローリー〕	〔 10,600 〕	〔 10,400 〕
工場公園管理事業費	23,400	21,800
〔汚水ポンプ施設〕	〔 23,400 〕	〔 21,800 〕
商工施設整備事業費	39,200	43,400
〔まちなか交流館〕	〔 39,200 〕	〔 43,400 〕

起 債 の 目 的	限 度 額	
	補 正 前	補 正 後
道 路 整 備 事 業 費	113,600	113,800
〔 側 溝 整 備 事 業 〕	〔 4,000 〕	〔 4,200 〕
公 園 整 備 事 業 費	127,700	125,000
〔 公 園 施 設 長 寿 命 化 事 業 〕	〔 7,200 〕	〔 3,700 〕
〔 中 央 公 園 〕	〔 120,500 〕	〔 121,300 〕
消 防 防 災 施 設 整 備 事 業 費	240,100	221,900
〔 消 火 栓 〕	〔 22,000 〕	〔 21,200 〕
〔 消 防 団 施 設 〕	〔 72,000 〕	〔 54,600 〕
消 防 防 災 設 備 整 備 事 業 費	166,000	165,300
〔 消 防 救 急 デ ジ タ ル 無 線 〕	〔 65,100 〕	〔 64,900 〕
〔 J ア ラ ー ト 受 信 機 〕	〔 12,300 〕	〔 11,800 〕
公 立 小 学 校 整 備 事 業 費	732,000	731,900
〔 竹 野 学 園 〕	〔 258,000 〕	〔 257,900 〕
公 立 中 学 校 整 備 事 業 費	210,000	209,000
〔 竹 野 学 園 〕	〔 199,400 〕	〔 198,400 〕
社 会 教 育 施 設 整 備 事 業 費	185,700	170,800
〔 図 書 館 〕	〔 160,000 〕	〔 145,100 〕
計	4,193,100	4,122,500

令和 7 年 度 豊 岡 市 一 般 会 計
補 正 予 算 (第 13 号) に 関 する 説 明 書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括

(歳入)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
2. 地方譲与税	468,798	5,657	474,455
3. 利子割交付金	15,467	3,285	18,752
4. 配当割交付金	92,282	27,682	119,964
5. 株式等譲渡所得割交付金	119,354	63,111	182,465
6. 法人事業税交付金	194,955	29,032	223,987
7. 地方消費税交付金	1,961,111	191,949	2,153,060
8. ゴルフ場利用税交付金	9,932	△143	9,789
10. 環境性能割交付金	102,271	△28,130	74,141
11. 地方特例交付金	58,795	△2,728	56,067
12. 地方交付税	19,063,285	188,605	19,251,890
13. 交通安全対策特別交付金	7,854	△68	7,786
16. 国庫支出金	7,534,911	122,633	7,657,544
17. 県支出金	3,236,525	△151	3,236,374
19. 寄附金	1,982,906	2,000	1,984,906
20. 繰入金	1,553,668	△192,609	1,361,059
22. 諸収入	2,607,769	31,422	2,639,191
23. 市債	4,193,100	△70,600	4,122,500
歳入合計	55,515,410	370,947	55,886,357

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
2. 総務費	9,267,934	594,220	9,862,154
3. 民生費	15,644,441	0	15,644,441
4. 衛生費	5,523,203	0	5,523,203
6. 農林水産業費	1,760,419	0	1,760,419
7. 商工費	3,350,108	0	3,350,108
8. 土木費	6,079,801	△220,000	5,859,801
9. 消防費	2,118,855	0	2,118,855
10. 教育費	5,524,386	0	5,524,386
12. 公債費	5,865,918	△3,273	5,862,645
歳出合計	55,515,410	370,947	55,886,357

(単位 千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
11,713	△14,200	△21,253	617,960
△20,714		△1,000	21,714
△12,662	△18,100	△1,300	32,062
16,000	△300		△15,700
△7,764	△600		8,364
136,060	△2,500		△353,560
	△18,900	△32,400	51,300
	△16,000		16,000
			△3,273
122,633	△70,600	△55,953	374,867

2. 歳 入

(款) 2. 地方譲与税

(項) 1. 地方揮発油譲与税

目	補正前の額	補正額	計
1. 地方揮発油譲与税	81,064	2,052	83,116
計	81,064	2,052	83,116

(款) 2. 地方譲与税

(項) 2. 自動車重量譲与税

目	補正前の額	補正額	計
1. 自動車重量譲与税	268,290	7,875	276,165
計	268,290	7,875	276,165

(款) 2. 地方譲与税

(項) 4. 森林環境譲与税

目	補正前の額	補正額	計
1. 森林環境譲与税	118,459	△4,517	113,942
計	118,459	△4,517	113,942

(款) 2. 地方譲与税

(項) 5. 航空機燃料譲与税

目	補正前の額	補正額	計
1. 航空機燃料譲与税	985	247	1,232
計	985	247	1,232

(款) 3. 利子割交付金

(項) 1. 利子割交付金

目	補正前の額	補正額	計
1. 利子割交付金	15,467	3,285	18,752
計	15,467	3,285	18,752

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
1. 地方揮発油譲与税	2,052	地方揮発油譲与税 2,052

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
1. 自動車重量譲与税	7,875	自動車重量譲与税 7,875

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
1. 森林環境譲与税	△4,517	森林環境譲与税 △4,517

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
1. 航空機燃料譲与税	247	航空機燃料譲与税 247

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
1. 利子割交付金	3,285	利子割交付金 3,285

(款) 4. 配当割交付金

(項) 1. 配当割交付金

目	補正前の額	補正額	計
1. 配当割交付金	92,282	27,682	119,964
計	92,282	27,682	119,964

(款) 5. 株式等譲渡所得割交付金

(項) 1. 株式等譲渡所得割交付金

目	補正前の額	補正額	計
1. 株式等譲渡所得割交付金	119,354	63,111	182,465
計	119,354	63,111	182,465

(款) 6. 法人事業税交付金

(項) 1. 法人事業税交付金

目	補正前の額	補正額	計
1. 法人事業税交付金	194,955	29,032	223,987
計	194,955	29,032	223,987

(款) 7. 地方消費税交付金

(項) 1. 地方消費税交付金

目	補正前の額	補正額	計
1. 地方消費税交付金	1,961,111	191,949	2,153,060
計	1,961,111	191,949	2,153,060

(款) 8. ゴルフ場利用税交付金

(項) 1. ゴルフ場利用税交付金

目	補正前の額	補正額	計
1. ゴルフ場利用税交付金	9,932	△143	9,789
計	9,932	△143	9,789

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
1. 配当割交付金	27,682	配当割交付金 27,682

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
1. 株式等譲渡所得割交付金	63,111	株式等譲渡所得割交付金 63,111

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
1. 法人事業税交付金	29,032	法人事業税交付金 29,032

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
1. 地方消費税交付金	191,949	地方消費税交付金 191,949

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
1. ゴルフ場利用税交付金	△143	ゴルフ場利用税交付金 △143

(款) 10. 環境性能割交付金

(項) 1. 環境性能割交付金

目	補正前の額	補正額	計
1. 環境性能割交付金	102,271	△28,130	74,141
計	102,271	△28,130	74,141

(款) 11. 地方特例交付金

(項) 1. 地方特例交付金

目	補正前の額	補正額	計
1. 地方特例交付金	55,095	△2,231	52,864
計	55,095	△2,231	52,864

(款) 11. 地方特例交付金

(項) 2. 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金

目	補正前の額	補正額	計
1. 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金	3,700	△497	3,203
計	3,700	△497	3,203

(款) 12. 地方交付税

(項) 1. 地方交付税

目	補正前の額	補正額	計
1. 地方交付税	19,063,285	188,605	19,251,890
計	19,063,285	188,605	19,251,890

(款) 13. 交通安全対策特別交付金

(項) 1. 交通安全対策特別交付金

目	補正前の額	補正額	計
1. 交通安全対策特別交付金	7,854	△68	7,786
計	7,854	△68	7,786

一般会計

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
1. 環境性能割交付金	△28,130	環境性能割交付金 △28,130

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
1. 地方特例交付金	△2,231	地方特例交付金 △2,231

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
1. 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金	△497	新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金 △497

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
1. 地方交付税	188,605	特別交付税 188,605

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
1. 交通安全対策特別交付金	△68	交通安全対策特別交付金 △68

(款) 16. 国庫支出金

(項) 2. 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計
6. 土木費国庫補助金	395,604	136,060	531,664
21. 地方創生臨時交付金	1,214,600	△13,427	1,201,173
計	4,045,336	122,633	4,167,969

(款) 17. 県支出金

(項) 2. 県補助金

目	補正前の額	補正額	計
1. 総務費県補助金	46,815	△151	46,664
計	1,071,565	△151	1,071,414

(款) 19. 寄附金

(項) 1. 寄附金

目	補正前の額	補正額	計
2. 総務費寄附金	1,975,800	2,000	1,977,800
計	1,982,906	2,000	1,984,906

(款) 20. 繰入金

(項) 2. 基金繰入金

目	補正前の額	補正額	計
1. 財政調整基金繰入金	163,288	△138,009	25,279
13. 地域振興基金繰入金	845,814	△33,300	812,514
16. 公共施設整備基金繰入金	100,000	△21,300	78,700
計	1,416,990	△192,609	1,224,381

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
1. 道路橋りょう費補助金	136,060	防災・安全交付金 雪害対策事業費 臨時道路除雪事業費補助金	27,060 27,060 109,000
1. 地方創生臨時交付金	△13,427	地方創生臨時交付金	△13,427

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
1. 総務管理費補助金	△151	市町振興支援交付金	△151

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
1. 総務管理費寄附金	2,000	企業版ふるさと応援寄附金	2,000

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
1. 財政調整基金繰入金	△138,009	財政調整基金繰入金	△138,009
1. 地域振興基金繰入金	△33,300	地域振興基金繰入金	△33,300
1. 公共施設整備基金繰入金	△21,300	公共施設整備基金繰入金	△21,300

(款) 22. 諸収入

(項) 5. 雑入

目	補正前の額	補正額	計
6. 雑入	2,040,444	31,422	2,071,866
計	2,040,511	31,422	2,071,933

(款) 23. 市債

(項) 1. 市債

目	補正前の額	補正額	計
2. 総務債	646,800	△14,200	632,600
4. 衛生債	480,700	△18,100	462,600
6. 農林水産業債	219,300	△300	219,000
7. 商工債	473,800	△600	473,200
8. 土木債	741,100	△2,500	738,600
9. 消防債	406,100	△18,900	387,200

(単位 千円)

節		金額	説明	明
区	分			
3.	雑入	31,422	補助金・交付金 デジタル基盤改革支援補助金 兵庫県市町村振興協会市町交付金	△3,353 △3,353 34,775

(単位 千円)

節		金額	説明	明
区	分			
1.	総務管理債	△14,200	バス交通対策事業債 予約型乗合交通車両 鉄道交通対策事業債 京都丹後鉄道軌道安全輸送設備等 物品等収蔵庫整備事業債 野外活動施設除却事業債 旧東大谷野外活動施設	△400 △400 △13,200 △13,200 △300 △300 △300
1.	保健衛生債	△18,100	保健施設整備事業債 但馬救命救急センター 水道施設整備事業債 一般会計出資債	△100 △100 △18,000 △18,000
1.	農業債	△100	土地改良事業債 基幹農道長寿命化事業	△100 △100
2.	林業債	△200	林道整備事業債 林道防災事業	△200 △200
1.	商工債	△600	観光施設整備事業債 城崎温泉交流センター 竹野観光トイレ 道の駅「神鍋高原」 泉源管理施設整備事業債 配湯用タンクローリー 工場公園管理事業債 汚水ポンプ施設 商工施設整備事業債 まちなか交流館	△3,000 △100 △500 △2,400 △200 △200 △1,600 △1,600 4,200 4,200
2.	道路橋りょう債	200	道路整備事業債 側溝整備事業	200 200
5.	都市計画債	△2,700	公園整備事業債 公園施設長寿命化事業 中央公園	△2,700 △3,500 800
1.	消防債	△18,900	消防防災施設整備事業債 消火栓 消防団施設 消防防災設備整備事業債	△18,200 △800 △17,400 △700

(款) 23. 市債

(項) 1. 市債

目	補正前の額	補正額	計
(消 防 債)			
10. 教 育 債	1,139,200	△16,000	1,123,200
計	4,193,100	△70,600	4,122,500

(単位 千円)

節		説	明
区 分	金 額		
(消 防 債)		消防救急デジタル無線 Jアラート受信機	△200 △500
2. 小 学 校 債	△100	公立小学校整備事業債 竹野学園	△100 △100
3. 中 学 校 債	△1,000	公立中学校整備事業債 竹野学園	△1,000 △1,000
5. 社 会 教 育 債	△14,900	社会教育施設整備事業債 図書館	△14,900 △14,900

3. 歳 出

(款) 2. 総務費

(項) 1. 総務管理費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
5. 財 産 管 理 費	1,873,290	594,220	2,467,510		△600	△2,200	597,020
8. 公 共 交 通 対 策 費	489,476	0	489,476		△13,600	△18,000	31,600
9. 環 境 政 策 推 進 費	341,653	0	341,653	11,713			△11,713
15. 日 高 振 興 局 費	251,484	0	251,484			5,600	△5,600
34. 地 方 創 生 推 進 事 業 費	531,547	0	531,547			△3,300	3,300
計	8,141,557	594,220	8,735,777	11,713	△14,200	△17,900	614,607

(款) 2. 総務費

(項) 3. 戸籍住民基本台帳費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1. 戸籍住民基本台帳費	331,956	0	331,956			△3,353	3,353
計	331,956	0	331,956			△3,353	3,353

(款) 3. 民生費

(項) 1. 社会福祉費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1. 社会福祉総務費	1,470,987	0	1,470,987	△7,582			7,582
15. 障害者総合支援事業費	2,806,905	0	2,806,905	△4,647			4,647
計	4,967,665	0	4,967,665	△12,229			12,229

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
24. 積立金	594,220	基金管理費 【財政課・農林水産課】 594,220 財政調整基金積立金 360,000 地域振興基金積立金 240,000 森林環境基金積立金 △5,780
		財源更正
		財源更正
		財源更正
		財源更正

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
		財源更正

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
		財源更正
		財源更正

(款) 3. 民生費

(項) 2. 老人福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2. 老人福祉事業費	127,629	0	127,629	△8,483			8,483
計	3,498,905	0	3,498,905	△8,483			8,483

(款) 3. 民生費

(項) 3. 児童福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 児童福祉総務費	2,116,925	0	2,116,925			△1,000	1,000
5. 公立園費	818,848	0	818,848	△2			2
計	6,099,966	0	6,099,966	△2		△1,000	1,002

(款) 4. 衛生費

(項) 1. 保健衛生費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 保健衛生総務費	803,230	0	803,230			△1,300	1,300
8. 病院費	2,819,318	0	2,819,318		△100		100
10. 水道費	616,010	0	616,010	△7,162	△18,000		25,162
計	4,972,038	0	4,972,038	△7,162	△18,100	△1,300	26,562

(款) 4. 衛生費

(項) 2. 清掃費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2. 塵芥処理費	497,140	0	497,140	△5,500			5,500
計	551,165	0	551,165	△5,500			5,500

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
		財源更正

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
		財源更正
		財源更正

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
		財源更正
		財源更正
		財源更正

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
		財源更正

(款) 6. 農林水産業費

(項) 1. 農業費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
3. 農業振興費	737,417	0	737,417	16,000			△16,000
5. 農地費	436,884	0	436,884		△100		100
計	1,404,333	0	1,404,333	16,000	△100		△15,900

(款) 6. 農林水産業費

(項) 2. 林業費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2. 林業振興費	240,421	0	240,421		△200		200
計	320,711	0	320,711		△200		200

(款) 7. 商工費

(項) 1. 商工費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2. 商工振興費	2,445,859	0	2,445,859	△7,764			7,764
7. 工場公園等管理費	33,398	0	33,398		△1,600		1,600
8. 商工施設管理費	43,680	0	43,680		4,200		△4,200
9. 観光施設管理費	525,225	0	525,225		△3,200		3,200
計	3,350,108	0	3,350,108	△7,764	△600		8,364

(款) 8. 土木費

(項) 2. 道路橋りょう費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2. 道路維持費	204,563	0	204,563		200		△200
4. 雪害対策費	1,216,513	△220,000	996,513	136,060			△356,060

一般会計

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
		財源更正
		財源更正

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
		財源更正

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
		財源更正
		財源更正
		財源更正
		財源更正

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
		財源更正
12. 委託料	△220,000	雪害対策事業費 【建設課】 △220,000

(款) 8. 土木費

(項) 2. 道路橋りょう費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
(雪害対策費)							
計	2,241,824	△220,000	2,021,824	136,060	200		△356,260

(款) 8. 土木費

(項) 5. 都市計画費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2. 公園管理費	173,232	0	173,232		△2,700		2,700
計	2,955,756	0	2,955,756		△2,700		2,700

(款) 9. 消防費

(項) 1. 消防費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 常備消防費	1,265,834	0	1,265,834		△200		200
2. 非常備消防費	482,733	0	482,733		△17,400	△7,700	25,100
3. 消防施設費	176,054	0	176,054		△800	△24,700	25,500
5. 災害対策費	191,019	0	191,019		△500		500
計	2,118,855	0	2,118,855		△18,900	△32,400	51,300

(款) 10. 教育費

(項) 1. 教育総務費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
5. 学校振興費	1,138,514	0	1,138,514		△1,100		1,100

一般会計

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
		保守点検委託料 △6,725 消雪装置保守点検 業務委託料 △213,275 除雪対策支援業務 除雪業務

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
		財源更正

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
		財源更正
		財源更正
		財源更正
		財源更正

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
		財源更正

(款) 10. 教育費

(項) 1. 教育総務費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
計	1,745,100	0	1,745,100		△1,100		1,100

(款) 10. 教育費

(項) 5. 社会教育費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
6. 図書館費	352,094	0	352,094		△14,900		14,900
計	929,521	0	929,521		△14,900		14,900

(款) 12. 公債費

(項) 1. 公債費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2. 利子	156,275	△3,273	153,002				△3,273
計	5,865,918	△3,273	5,862,645				△3,273

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
		財源更正

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
22. 償還金、利子及び割引	△3,273	市債利子 【財政課】 △1,273 市債利子 △1,273 一時借入金利子 【財政課】 △2,000 一時借入金利子 △2,000

地方債の前前年度末及び前年度末における現在高並びに
当該年度末における現在高の見込みに関する調書

区 分	前前年度末 現在高	前年度末 現在高	当 該 年 度 中	
			当 該 年 度 中 起 債	
			補正前の額	補 正 額
1. 普 通 債	25,576,425	23,749,683	4,832,100	△ 70,600
(1) 総 務	3,528,493	3,221,966	693,300	△ 14,200
(3) 衛 生	4,042,309	3,408,351	480,700	△ 18,100
(4) 農 林 水 産	1,182,761	1,307,870	257,000	△ 300
(5) 商 工	982,876	858,236	473,800	△ 600
(6) 土 木	7,015,980	6,957,732	991,700	△ 2,500
(7) 消 防	2,602,636	2,088,018	476,800	△ 18,900
(8) 教 育	6,036,183	5,689,323	1,452,400	△ 16,000
合 計	39,069,891	35,914,382	4,911,800	△ 70,600

(単位 千円)

増減見込み		当該年度末現在高見込額		
見込額	当該年度中 元金償還見 込額	補正前の額	補正額	補正後の額
補正後の額				
4,761,500	3,657,593	24,924,190	△ 70,600	24,853,590
679,100	551,833	3,363,433	△ 14,200	3,349,233
462,600	600,075	3,288,976	△ 18,100	3,270,876
256,700	102,229	1,462,641	△ 300	1,462,341
473,200	178,769	1,153,267	△ 600	1,152,667
989,200	732,089	7,217,343	△ 2,500	7,214,843
457,900	483,963	2,080,855	△ 18,900	2,061,955
1,436,400	950,902	6,190,821	△ 16,000	6,174,821
4,841,200	5,708,502	35,117,680	△ 70,600	35,047,080

歳入補正予算総括表

款	名 称	補正前の額	補 正 額	計
2	地 方 譲 与 税	468,798	5,657	474,455
3	利 子 割 交 付 金	15,467	3,285	18,752
4	配 当 割 交 付 金	92,282	27,682	119,964
5	株式等譲渡所得割交付金	119,354	63,111	182,465
6	法 人 事 業 税 交 付 金	194,955	29,032	223,987
7	地 方 消 費 税 交 付 金	1,961,111	191,949	2,153,060
8	ゴルフ場利用税交付金	9,932	△ 143	9,789
10	環 境 性 能 割 交 付 金	102,271	△ 28,130	74,141
11	地 方 特 例 交 付 金	58,795	△ 2,728	56,067
12	地 方 交 付 税	19,063,285	188,605	19,251,890
13	交通安全対策特別交付金	7,854	△ 68	7,786
16	国 庫 支 出 金	7,534,911	122,633	7,657,544
17	県 支 出 金	3,236,525	△ 151	3,236,374
19	寄 附 金	1,982,906	2,000	1,984,906
20	繰 入 金	1,553,668	△ 192,609	1,361,059
22	諸 収 入	2,607,769	31,422	2,639,191
23	市 債	4,193,100	△ 70,600	4,122,500
歳 入 合 計		55,515,410	370,947	55,886,357

(単位 千円)

主 な 内 容			
地方揮発油譲与税	2,052	自動車重量譲与税	7,875
森林環境譲与税	△ 4,517	航空機燃料譲与税	247
地方特例交付金	△ 2,231	新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金	△ 497
特別交付税	188,605		
防災・安全交付金	27,060	臨時道路除雪事業費	109,000
地方創生臨時交付金	△ 13,427		
市町振興支援交付金	△ 151		
企業版ふるさと応援寄附金	2,000		
財政調整基金	△ 138,009	公共施設整備基金	△ 21,300
地域振興基金	△ 33,300		
兵庫県市町村振興協会市町交付金	34,775	デジタル基盤改革支援補助金	△ 3,353
バス交通対策事業債	△ 400	鉄道交通対策事業債	△ 13,200
物品等収蔵庫整備事業債	△ 300	野外活動施設除却事業債	△ 300
保健施設整備事業債	△ 100	水道施設整備事業債	△ 18,000
土地改良事業債	△ 100	林道整備事業債	△ 200
観光施設整備事業債	△ 3,000	泉源管理施設整備事業債	△ 200
工場公園管理事業債	△ 1,600	商工施設整備事業債	4,200
道路整備事業債	200	公園整備事業債	△ 2,700
消防防災施設整備事業債	△ 18,200	消防防災設備整備事業債	△ 700
公立小学校整備事業債	△ 100	公立中学校整備事業債	△ 1,000
社会教育施設整備事業債	△ 14,900		

歳出補正予算総括表

款	名 称	補正前の額	補 正 額	計
2	総 務 費	9,267,934	594,220	9,862,154
8	土 木 費	6,079,801	△ 220,000	5,859,801
12	公 債 費	5,865,918	△ 3,273	5,862,645
歳 出 合 計		55,515,410	370,947	55,886,357

(単位 千円)

主 な 内 容	
基金管理費	594,220
雪害対策事業費	△ 220,000
市債利子	△ 3,273

歳出節別補正予算

(単位 千円)

番号	節 別	補正前の額	補 正 額	計
12	委 託 料	7,652,383	△ 220,000	7,432,383
22	償還金、利子及び割引料	6,061,777	△ 3,273	6,058,504
24	積 立 金	1,305,978	594,220	1,900,198
歳 出 合 計		55,515,410	370,947	55,886,357

歳出性質別補正予算

(単位 千円)

番号	性 質 別	補正前の額	補 正 額	計
2	物 件 費	9,888,840	△ 220,000	9,668,840
9	公 債 費	5,864,777	△ 3,273	5,861,504
(1)	元 利 償 還 費	5,862,777	△ 1,273	5,861,504
(4)	利 子	154,275	△ 1,273	153,002
(2)	一 時 借 入 金 利 子	2,000	△ 2,000	0
10	積 立 金	1,305,978	594,220	1,900,198
歳 出 合 計		55,515,410	370,947	55,886,357

一般会計投資的経費一覧

<普通建設事業>

(単位 千円)

事業名	予算額	特 定 財 源			一般財源	
		国県支出金	地 方 債	そ の 他		
総務費	財産管理費		△ 600		600	
	庁舎管理費			△ 2,200	2,200	
	庁舎管理費(日高)			5,600	△ 5,600	
	鉄道交通対策事業費		△ 13,200		13,200	
	バス交通対策事業費		△ 400		400	
小 計			△ 14,200	3,400	10,800	
衛生費	公立豊岡病院組合負担金		△ 100		100	
小 計			△ 100		100	
農林水産業費	農業用施設管理費		△ 100		100	
	林道管理費		△ 200		200	
小 計			△ 300		300	
商工費	工場公園等管理費		△ 1,600		1,600	
	豊岡商工施設管理費		4,200		△ 4,200	
	観光施設管理費		△ 500		500	
	城崎観光施設管理費		△ 100		100	
	泉源管理費		△ 200		200	
	道の駅「神鍋高原」整備事業費		△ 2,400		2,400	
小 計			△ 600		600	
土木費	道路維持事業費		200		△ 200	
	雪害対策事業費	27,060			△ 27,060	
	公園施設長寿命化事業費		△ 3,500		3,500	
	中央公園整備事業費		800		△ 800	
小 計		27,060	△ 2,500		△ 24,560	
消防費	情報通信設備管理費		△ 200		200	
	非常備消防事業費		△ 17,400		17,400	
	消火栓管理費		△ 800		800	
	出石分署消防設備・施設整備事業費			△ 24,700	24,700	
	災害対策事業費		△ 500		500	
小 計			△ 18,900	△ 24,700	43,600	
教育費	小中一貫校整備事業費		△ 1,100		1,100	
	図書館管理費		△ 14,900		14,900	
小 計			△ 16,000		16,000	
合 計			27,060	△ 52,600	△ 21,300	46,840

一般会計地方債の内訳

(単位 千円)

起債の種類	事業名	事業内容	予算計上額
一般補助施設整備等事業債 (充当率100%)	鉄道交通対策事業	京都丹後鉄道軌道安全輸送設備等整備事業費補助金	△ 13,200
	小 計		△ 13,200
合併特例事業債 (充当率95%)	公園整備事業	中央公園整備事業	800
	社会教育施設整備事業	物品等収蔵庫整備事業	△ 300
小 計			500
緊急防災・減災事業債 (充当率100%)	消防防災施設整備事業	消火栓整備事業	△ 800
		消防団施設整備事業(城崎)	△ 15,000
		消防団施設整備事業(日高)	△ 2,400
	消防防災設備整備事業	消防救急デジタル無線改修事業	△ 200
		Jアラート専用通信アンテナ整備事業	△ 500
小 計			△ 18,900
公共施設等適正管理推進事業債 (充当率90%)	土地改良事業	基幹農道長寿命化事業	△ 100
	工場公園管理事業	汚水ポンプ施設改修事業	△ 1,600
	商工施設整備事業	まちなか交流館改修事業	4,200
	公園整備事業	公園施設長寿命化事業	△ 3,500
	社会教育施設整備事業	図書館改修事業	△ 14,900
	野外活動施設除却事業	旧東大谷野外活動施設除却事業	△ 300
小 計			△ 16,200
緊急自然災害防止対策事業債 (充当率100%)	林道整備事業	林道防災事業	△ 200
小 計			△ 200

(単位 千円)

起債の種類	事業名	事業内容	予算計上額
辺地対策事業債 (充当率100%)	観光施設整備事業	道の駅「神鍋高原」整備事業	△ 2,400
小 計			△ 2,400
過疎対策事業債 (充当率100%)	バス交通対策事業	予約型乗合交通車両整備事業	△ 400
	保健施設整備事業	但馬救命救急センター負担金	△ 100
	観光施設整備事業	城崎温泉交流センター再整備事業	△ 100
		竹野観光トイレ改修事業	△ 500
	泉源管理施設整備事業	配湯用タンクローリー整備事業	△ 200
	道路整備事業	側溝整備事業	200
	公立小学校整備事業費	竹野学園整備事業	△ 100
公立中学校整備事業費	竹野学園整備事業	△ 1,000	
小 計			△ 2,200
一般会計出資債 (充当率100%)	水道施設整備事業	水道事業会計負担金	△ 18,000
小 計			△ 18,000
合 計			△ 70,600

報告第5号

令和7年度豊岡市繰越明許費繰越計算書について

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第146条第2項の規定により、別紙のとおり報告する。

令和8年5月29日提出

豊岡市長 門 間 雄 司

令和7年度 豊岡市繰越明許費繰越計算書

(一般会計)

款	項	事業名	金額
2. 総務費	1. 総務管理費	公共交通対策事業	12,090,000
		環境政策推進事業	204,666,000
	3. 戸籍住民基本台帳費	戸籍住民基本台帳事務費	12,614,000
3. 民生費	3. 児童福祉費	物価高対応子育て応援手当支給事業	23,000,000
4. 衛生費	1. 保健衛生費	水道事業会計負担金	154,973,000
6. 農林水産業費	1. 農業費	農業振興事業	183,958,000
		基盤整備促進事業	58,303,000
		地籍調査事業	50,831,000
	2. 林業費	治山事業	79,410,000
7. 商工費	1. 商工費	商工振興事業	1,803,500,000
		工場公園等管理費	1,700,000
		豊岡商工施設管理費	46,600,000
		玄武洞公園管理費	20,000,000
		城崎観光施設管理費	143,272,000
		道の駅「神鍋高原」整備事業	149,960,000
8. 土木費	1. 土木管理費	内水処理事業	51,277,000
		排水機樋門管理費	21,000,000
	2. 道路橋りょう費	道路維持事業	38,400,000
		藤井中森線道路改良事業	15,000,000
		上山二見線道路改良事業	13,100,000
		高龍寺本線道路改良事業	26,981,000
		雪害対策事業	96,551,000

(単位:円)

翌年度 繰越額	左の財源内訳				一般財源
	既収入 特定財源	未収入特定財源			
		国県支出金	地方債	その他	
12,090,000		6,300,000	5,100,000		690,000
204,623,000		100,000,000			104,623,000
12,614,000		12,614,000			0
20,300,000		20,300,000			0
154,973,000			154,900,000		73,000
183,912,000		170,000,000			13,912,000
58,303,000		58,303,000			0
50,831,000		37,293,000			13,538,000
79,410,000			78,500,000	866,000	44,000
1,230,458,000		394,985,000		633,968,000	201,505,000
1,700,000			1,500,000		200,000
16,277,000			14,600,000		1,677,000
20,000,000					20,000,000
125,095,000			122,100,000		2,995,000
147,510,000			147,500,000		10,000
51,277,000	77,000		51,200,000		0
21,000,000			18,900,000		2,100,000
38,400,000			26,100,000		12,300,000
15,000,000	25,000	7,350,000	6,600,000		1,025,000
8,100,000			8,100,000		0
26,981,000		13,640,000	12,300,000		1,041,000
88,651,000		9,306,000	74,100,000		5,245,000

款	項	事業名	金額
		橋りょう長寿命化事業	143,588,000
		上野橋整備事業	36,000,000
		交通安全施設整備事業	3,000,000
		生活道路排水路整備事業	2,200,000
	3. 河川費	河川改良事業	20,000,000
		普通河川整備事業	28,300,000
	5. 都市計画費	都市景観形成事業	1,660,000
	6. 住宅費	住宅管理費	30,000,000
9. 消防費	1. 消防費	非常備消防事業	56,923,000
		災害対策事業	13,750,000
10. 教育費	2. 小学校費	学校施設整備事業	760,851,000
	5. 社会教育費	図書館管理費	33,599,000
計			4,337,057,000

翌年度 繰越額	左の財源内訳				
	既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
		国県支出金	地方債	その他	
143,588,000	82,000	69,000,000	66,100,000		8,406,000
36,000,000	5,000	20,212,000	13,300,000		2,483,000
3,000,000					3,000,000
1,700,000					1,700,000
12,800,000			12,800,000		0
28,300,000			28,300,000		0
1,660,000					1,660,000
27,000,000					27,000,000
56,923,000			56,500,000		423,000
13,750,000		6,870,000			6,880,000
760,851,000		284,322,000	474,000,000		2,529,000
15,060,000			13,500,000		1,560,000
3,668,137,000	189,000	1,210,495,000	1,386,000,000	634,834,000	436,619,000

令和8年5月29日 提出

豊岡市長 門 間 雄 司

報告第6号

令和7年度豊岡市水道事業会計予算の繰越しについて

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第26条第1項の規定により、別紙のとおり予算の繰越しをしたから、同条第3項の規定により、報告する。

令和8年5月29日提出

豊岡市長 門 間 雄 司

令和7年度豊岡市水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算 計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額	左の財源内訳				不用 額	翌年度繰越額 に係る繰越を 要するたな卸 資産の購入限 度額	説明
						企業債	国庫 補助金	工事 負担金	その他			
			円	円	円	円	円	円	円	円	円	
第1款	第1項											
資本的支出	建設改良費	配水施設整備事業	712,428,000	85,144,000	627,284,000	211,000,000	104,078,000	0	312,206,000	0	0	
		給配水管布設替等	27,574,000	0	27,574,000	4,600,000	0	0	22,974,000	0	0	
		施設整備	684,854,000	85,144,000	599,710,000	206,400,000	104,078,000	0	289,232,000	0	0	
		計	712,428,000	85,144,000	627,284,000	211,000,000	104,078,000	0	312,206,000	0	0	

報告第7号

令和7年度豊岡市下水道事業会計予算の繰越しについて

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第26条第1項の規定により、別紙のとおり予算の繰越しをしたから、同条第3項の規定により、報告する。

令和8年5月29日提出

豊岡市長 門 間 雄 司

令和7年度豊岡市下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算 計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額	左の財源内訳				不 用 額	翌年度繰越額に 係る繰越を要す るたな卸資産の 購入限度額	説 明
						企業債	国庫 補助金	工事 負担金	一般財源			
資本的支出	建設改良費	公共下水道事業	円 1,191,366,000	円 303,648,000	円 887,718,000	円 412,200,000	円 459,510,000	0	円 16,008,000	円 0	円 0	
		豊岡市浄化センター長寿命化対策事業	469,036,000	0	469,036,000	208,600,000	244,784,001	0	15,651,999	0	0	
		城崎浄化センター長寿命化対策事業	625,282,000	268,648,000	356,634,000	166,200,000	190,235,999	0	198,001	0	0	
		戸島汚水調整池整備事業	81,680,000	32,200,000	49,480,000	24,900,000	24,490,000	0	90,000	0	0	
		污水管布設事業	15,368,000	2,800,000	12,568,000	12,500,000	0	0	68,000	0	0	
		特定環境保全公共下水道事業	213,528,000	49,800,000	163,728,000	94,400,000	69,233,150	0	94,850	0	0	
		三方汚水調整池整備事業	99,720,000	40,800,000	58,920,000	41,600,000	17,229,350	0	90,650	0	0	
		但東西汚水調整池整備事業	113,808,000	9,000,000	104,808,000	52,800,000	52,003,800	0	4,200	0	0	
		農業集落排水事業	5,000,000	1,700,000	3,300,000	3,300,000	0	0	0	0	0	
		污水管移設事業	5,000,000	1,700,000	3,300,000	3,300,000	0	0	0	0	0	
		計	1,409,894,000	355,148,000	1,054,746,000	509,900,000	528,743,150	0	16,102,850	0	0	0

第62号議案

物件購入契約の締結について

消防団に配備する消防ポンプ自動車等の購入について、下記のとおり物件購入契約を締結する。よって、豊岡市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年豊岡市条例第55号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

令和8年5月29日提出

豊岡市長 門 間 雄 司

記

- | | |
|-----------|--|
| 1 契約の目的 | 消防ポンプ自動車等の購入 |
| 2 契約の方法 | 随意契約 |
| 3 契約の金額 | 89,584,000円
CD-I型消防ポンプ自動車3台（城崎1台、但東2台）
小型動力ポンプ3台（日高3台） |
| 4 契約の相手方 | 鳥取県鳥取市古海356番地1
株式会社吉谷機械製作所
取締役社長 吉谷 勇一郎 |
| (備考) 納入期限 | 令和9年3月31日 |
| 主な仕様 | 消防ポンプ自動車：4WD、ポンプ性能A2級
小型動力ポンプ：ポンプ性能B2級 |

第63号議案

市有財産の処分について

次の市有財産を処分しようとすることについて、豊岡市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年豊岡市条例第55号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

令和8年5月29日提出

豊岡市長 門 間 雄 司

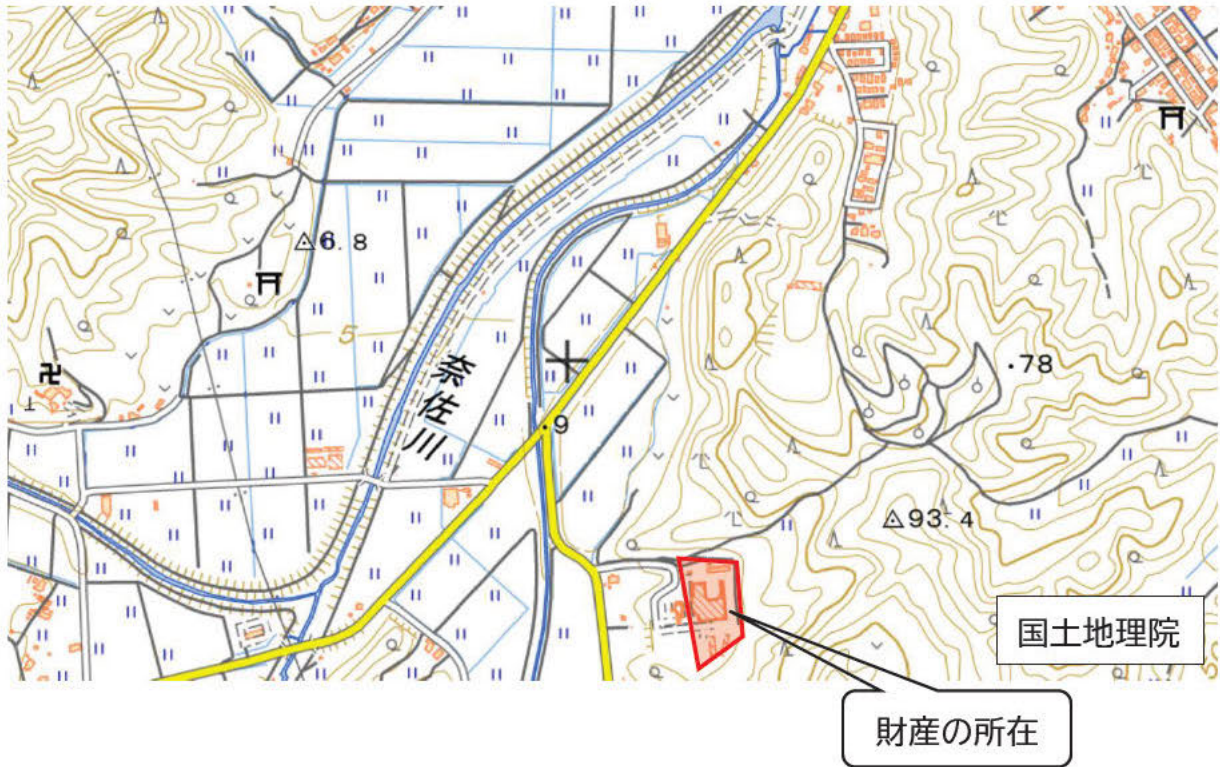
記

- 1 財産の名称
旧豊岡清掃センターの一部
- 2 財産の表示
兵庫県豊岡市岩井字本井53番1外1筆
- 3 財産の内容
土地 11,754.6平方メートル
- 4 処分予定価格
93,919,253円
- 5 契約の相手方
大阪府中央区大手前1丁目5番44号
国土交通省
近畿地方整備局長 齋藤博之

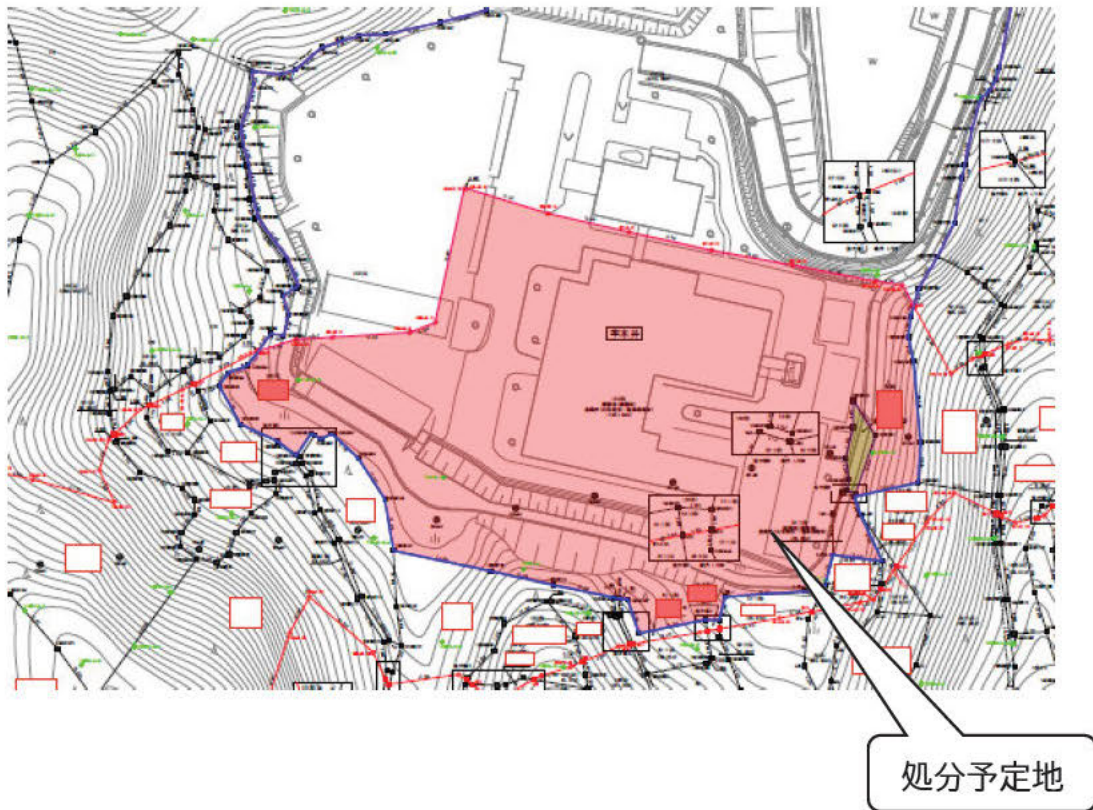
(備考) 明細は以下のとおり

所在地番	地目		面積 (㎡)	
	公簿	現況	公簿	実測
豊岡市岩井字本井 53 番 1	雑種地	宅地	126	126.96
豊岡市岩井字本井 150 番	雑種地	宅地	26,356	26,356.73 のうち 11,627.64

位置図



処分予定範囲図



2 出訴の要旨

- (1) 旧豊岡清掃センターの用地「豊岡市岩井字本井55番 85㎡」に関し、用地取得時の旧北但衛生一部事務組合は、相続人の一人と売買契約を締結して、平成2年2月28日に竣工した「豊岡清掃センター」の用地として占有し、以来、20年後の平成22年を経て、平成28年6月1日の供用廃止後、現在においても、旧北但衛生一部事務組合を承継した市が旧豊岡清掃センター用地として占有している。
- (2) 当該用地は、当時相続人の一人と売買契約を締結したが、相続人多数により所有権移転登記が未了であると認識している。
- (3) 市は、本来、売買を原因とする所有権移転登記手続を求めるべきところ、本件については、相手方に対して、時効を援用し、所有権に基づき、同土地につき、平成2年2月28日時効取得を原因とする所有権移転登記手続を求める訴えを提起しようとするものである。

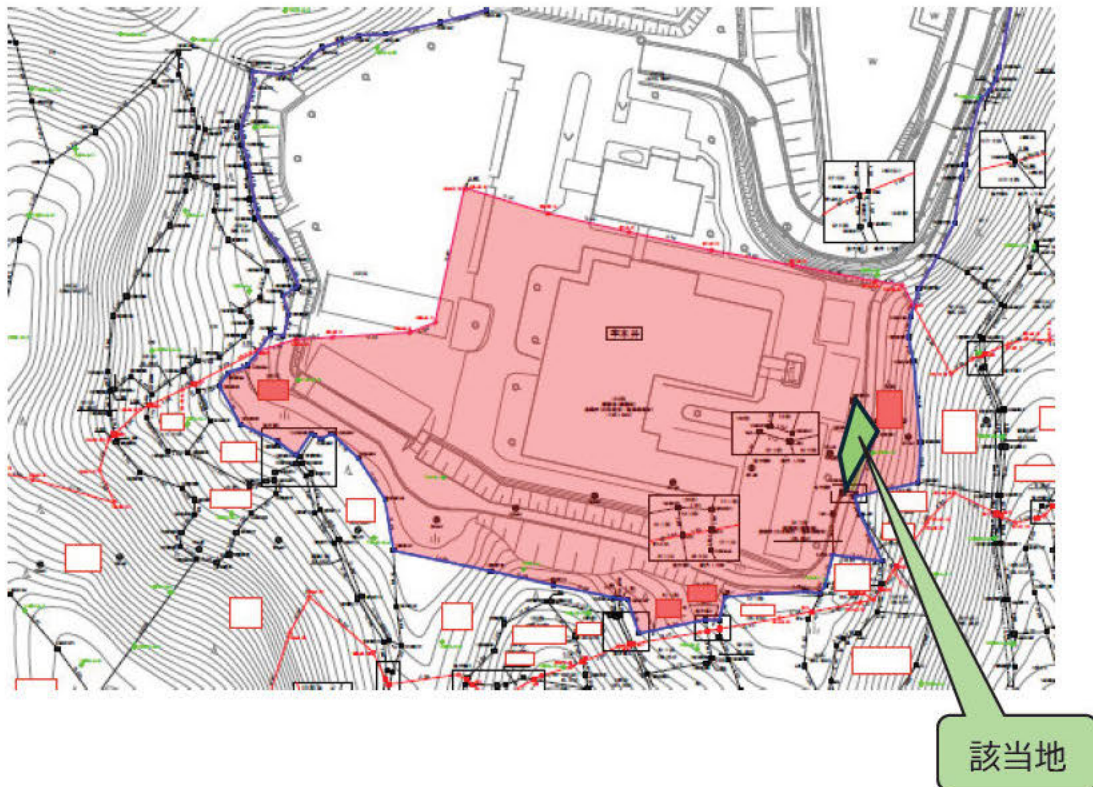
3 訴訟に関する取扱い

控訴、上告、和解等この訴訟に関するすべての事項の実施については、市長に一任する。

位置図



該当地詳細図



第65号議案

物件購入契約の締結について

豊岡消防署消防ポンプ自動車の購入について、下記のとおり物件購入契約を締結する。よって、豊岡市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年豊岡市条例第55号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

令和8年5月29日提出

豊岡市長 門 間 雄 司

記

- | | |
|-----------|--|
| 1 契約の目的 | 豊岡消防署消防ポンプ自動車の購入 |
| 2 契約の方法 | 制限付一般競争入札 |
| 3 契約の金額 | 73,700,000円 |
| 4 契約の相手方 | 大阪府吹田市豊津町1-31 由武ビル5階C号室
長野ポンプ株式会社 大阪営業所
所長 東野 敏行 |
| (備考) 納入期限 | 令和9年3月19日 |
| 主な仕様 | シャシ：3t級消防専用シャシ
エンジン：ディーゼルエンジン
駆動方式：四輪駆動／6速AT車
乗車定員：5名
車両総重量：7.5t未満 |
| 主な艤装 | 水槽（1,300L）
サイドプル式吸管
電動ホースカー |

第66号議案

物件購入契約の締結について

小学校及び義務教育学校で使用する児童用端末の購入について、下記のとおり物件購入契約を締結する。よって、豊岡市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年豊岡市条例第55号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

令和8年5月29日提出

豊岡市長 門 間 雄 司

記

- | | |
|-----------|---|
| 1 契約の目的 | 小学校等児童用端末購入 |
| 2 契約の方法 | 随意契約 |
| 3 契約の金額 | 203,245,900円 |
| 4 契約の相手方 | 兵庫県尼崎市下坂部3丁目4番30号
エクシオグループ(株)兵庫総合技術センター内
日本電通株式会社 神戸支店
支店長 辻田 康秀 |
| (備考) 納入期限 | 令和8年8月31日 |
| 納入場所 | 豊岡市役所、小学校20校、義務教育学校1校 |
| 主な物品 | 小学校等児童用端末 3,667台 |

第67号議案

豊岡市行政財産の使用料の徴収に関する条例の一部を改正する条例制定について

豊岡市行政財産の使用料の徴収に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年5月29日提出

豊岡市長 門 間 雄 司

(理由)

使用料の算定について、日割りによる算定等の規定を整備するため。

豊岡市条例第 号

豊岡市行政財産の使用料の徴収に関する条例の一部を改正する条例

豊岡市行政財産の使用料の徴収に関する条例（平成17年豊岡市条例第64号）の一部を次のように改正する。

別表備考2中「1の規定にかかわらず、」を削り、「計算し」を「算定し」に、「計算する」を「算定する。ただし、当該使用期間が15日以下の場合は日割りをもって算定する」に改め、同表中備考7を備考9とし、備考6を備考8とし、備考5を備考7とし、備考4を備考6とし、備考3を備考5とし、備考2の次に次のように加える。

3 使用料を算定した場合において、この表の各区分により算定した額又は月割り若しくは日割りをもって算定した額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

4 1件の使用許可について算定した使用料の額が100円未満であるときは、これを100円とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年7月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の豊岡市行政財産の使用料の徴収に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に使用を許可する行政財産の目的外使用について適用する。

豊岡市行政財産の使用料の徴収に関する条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の内容

使用料の算定について、日割りによる算定、端数処理等の規定を整備すること。
(別表関係)

2 附則

- (1) この条例は、令和8年7月1日から施行すること。(附則第1項関係)
- (2) 改正後の条例の規定は、この条例の施行の日以後に使用を許可する行政財産の目的外使用について適用すること。(附則第2項関係)

豊岡市行政財産の使用料の徴収に関する条例新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>別表（第2条関係）</p> <p>略</p> <p>備考</p> <p>1 略</p> <p>2 <u>1の規定にかかわらず、一時使用に係る建物使用料を除き、使用料の算定の基礎となる使用の期間が1年に満たないとき、又はその期間に1年に満たない端数があるときは月割りをもって計算し、なお、1月に満たない端数があるときはこれを1月として計算する</u></p> <p>_____。</p> <p>3 略</p> <p>4 略</p> <p>5 略</p> <p>6 略</p> <p>7 略</p>	<p>別表（第2条関係）</p> <p>略</p> <p>備考</p> <p>1 略</p> <p>2 _____一時使用に係る建物使用料を除き、使用料の算定の基礎となる使用の期間が1年に満たないとき、又はその期間に1年に満たない端数があるときは月割りをもって<u>算定し、なお、1月に満たない端数があるときはこれを1月として算定する。ただし、当該使用期間が15日以下の場合は日割りをもって算定する。</u></p> <p>3 <u>使用料を算定した場合において、この表の各区分により算定した額又は月割り若しくは日割りをもって算定した額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。</u></p> <p>4 <u>1件の使用許可について算定した使用料の額が100円未満であるときは、これを100円とする。</u></p> <p>5 略</p> <p>6 略</p> <p>7 略</p> <p>8 略</p> <p>9 略</p>

第68号議案

豊岡市高齢期移行者医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例制定について

豊岡市高齢期移行者医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年5月29日提出

豊岡市長 門 間 雄 司

(理由)

高齢期移行者医療費等の助成事業における低所得者等の所得基準の基礎となる障害基礎年金の額の変動状況を踏まえ、当該所得基準を規則で定めるため。

豊岡市条例第 号

豊岡市高齢期移行者医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例

(豊岡市高齢期移行者医療費の助成に関する条例の一部改正)

第1条 豊岡市高齢期移行者医療費の助成に関する条例(令和6年豊岡市条例第31号)の一部を次のように改正する。

第2条第6号中「80万9,000円」を「市の規則で定める額」に改める。

第3条第1項第3号中「80万9,000円」を「規則で定める額」に改める。

(豊岡市重度障害者医療費の助成に関する条例の一部改正)

第2条 豊岡市重度障害者医療費の助成に関する条例(令和6年豊岡市条例第32号)の一部を次のように改正する。

第2条第6号中「80万9,000円」を「規則で定める額」に改める。

第3条第1項第2号中「附則第5条の4第6項、第5条の4の2第5項」を「附則第5条の4第5項」に改める。

(豊岡市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部改正)

第3条 豊岡市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例(令和6年豊岡市条例第33号)の一部を次のように改正する。

第2条第9号中「80万9,000円」を「規則で定める額」に改める。

(豊岡市子ども医療費の助成に関する条例の一部改正)

第4条 豊岡市子ども医療費の助成に関する条例(令和6年豊岡市条例第34号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項第2号イ中「附則第5条の4第6項、第5条の4の2第5項」を「附則第5条の4第5項」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年7月1日から施行する。ただし、第2条中豊岡市重度障害者医療費の助成に関する条例第3条第1項第2号の改正規定及び第4条の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の豊岡市高齢期移行者医療費の助成に関する条例、豊岡市重度障害者医療費の助成に関する条例及び豊岡市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われる医療に対する福祉医療費の支給について適用し、同日前に行われた医療に対する福祉医療費の支給については、なお従前の例による。

豊岡市高齢期移行者医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例案要綱

1 改正の内容

- (1) 次の条例について、低所得者等の所得基準となる額を規則で定めることとする。 (第1条から第3条関係)
 - ア 豊岡市高齢期移行者医療費の助成に関する条例 (第2条、第3条関係)
 - イ 豊岡市重度障害者医療費の助成に関する条例 (第2条関係)
 - ウ 豊岡市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例 (第2条関係)
- (2) その他所要の規定の整理を行うこと。

2 附則

- (1) この条例は、令和8年7月1日から施行すること。ただし、第2条中豊岡市重度障害者医療費の助成に関する条例第3条第1項第2号の改正規定及び第4条の規定は、公布の日から施行すること。(附則第1項関係)
- (2) 改正後の豊岡市高齢期移行者医療費の助成に関する条例、豊岡市重度障害者医療費の助成に関する条例及び豊岡市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われる医療に対する福祉医療費の支給について適用し、同日前に行われた医療に対する福祉医療費の支給については、なお従前の例によること。(附則第2項関係)

豊岡市高齢期移行者医療費の助成に関する条例新旧対照表（第1条関係）

現行	改正後（案）
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 所得を有しない者 その属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が医療保険各法の給付が行われた月の属する年度（医療保険各法の給付が行われた月が4月、5月又は6月である場合は、前年度。以下同じ。）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税に係る同法第313条第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第2条第1項第22号に規定する各種所得の金額（同法第35条第2項に規定する公的年金等の支給を受ける者については、同条第4項中「次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額」とあるのは、「<u>80万9,000円</u> _____」として同項の規定を適用して算定した総所得金額とし、総所得金額に同法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、同条第2項の規定によって計算した金額から10万円を控除して得た金額（当該金額が0を下回る場合には、0とする。）によるものとする。）並びに他の所得と区分して計算される所得の金額がない者をいう。</p> <p>(対象者)</p> <p>第3条 この条例により高齢期移行者医療費（以下「福祉医療費」という。）の助成を受けることができる高齢期移行者（以下「対象者」とい</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 所得を有しない者 その属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が医療保険各法の給付が行われた月の属する年度（医療保険各法の給付が行われた月が4月、5月又は6月である場合は、前年度。以下同じ。）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税に係る同法第313条第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第2条第1項第22号に規定する各種所得の金額（同法第35条第2項に規定する公的年金等の支給を受ける者については、同条第4項中「次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額」とあるのは、「<u>市の規則で定める額</u>」として同項の規定を適用して算定した総所得金額とし、総所得金額に同法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、同条第2項の規定によって計算した金額から10万円を控除して得た金額（当該金額が0を下回る場合には、0とする。）によるものとする。）並びに他の所得と区分して計算される所得の金額がない者をいう。</p> <p>(対象者)</p> <p>第3条 この条例により高齢期移行者医療費（以下「福祉医療費」という。）の助成を受けることができる高齢期移行者（以下「対象者」とい</p>

う。)は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1)・(2) 略

(3) 医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年（医療保険各法の給付が行われた月が1月から6月までの場合は、前々年。以下同じ。）中の公的年金等の収入金額（所得税法第35条第2項第1号に規定する公的年金等の収入金額をいう。）及び医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年の合計所得金額（地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（所得税法第28条第1項に規定する給与所得を有する者については、当該給与所得は、同条第2項の規定により計算した金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の3の11第2項の規定による控除が行われている場合には、その控除前の金額）から10万円を控除して得た額（当該額が0を下回る場合には、0とする。）によるものとする。）から所得税法第35条第2項第1号に掲げる額を除いた額をいい、当該合計所得金額が0を下回る場合には、0とする。）の合計額が80万9,000円以下である者

(4)・(5) 略

2 略

う。)は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1)・(2) 略

(3) 医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年（医療保険各法の給付が行われた月が1月から6月までの場合は、前々年。以下同じ。）中の公的年金等の収入金額（所得税法第35条第2項第1号に規定する公的年金等の収入金額をいう。）及び医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年の合計所得金額（地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（所得税法第28条第1項に規定する給与所得を有する者については、当該給与所得は、同条第2項の規定により計算した金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の3の11第2項の規定による控除が行われている場合には、その控除前の金額）から10万円を控除して得た額（当該額が0を下回る場合には、0とする。）によるものとする。）から所得税法第35条第2項第1号に掲げる額を除いた額をいい、当該合計所得金額が0を下回る場合には、0とする。）の合計額が規則で定める額以下である者

(4)・(5) 略

2 略

豊岡市重度障害者医療費の助成に関する条例新旧対照表（第2条関係）

現行	改正後（案）
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 低所得者 その属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が医療保険各法の給付が行われた月の属する年度（医療保険各法の給付が行われた月が4月、5月又は6月である場合は、前年度。以下同じ。）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。）が課されていない者（条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含む。）であり、かつ、その属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年（医療保険各法の給付が行われた月が1月から6月までの場合は、前々年。以下同じ。）中の公的年金等の収入金額（所得税法（昭和40年法律第33号）第35条第2項第1号に規定する公的年金等の収入金額をいう。）及び医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年の合計所得金額（地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（所得税法第28条第1項に規定する給与所得を有する者については、当該給与所得は、同条第2項の規定により計算した金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の3の11第2項の規定による控除が行われている場合には、その控除前の金額）から10万円を控除して得た額（当該額が0を下回る場合には、0とする。）によるものとする</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 低所得者 その属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が医療保険各法の給付が行われた月の属する年度（医療保険各法の給付が行われた月が4月、5月又は6月である場合は、前年度。以下同じ。）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。）が課されていない者（条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含む。）であり、かつ、その属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年（医療保険各法の給付が行われた月が1月から6月までの場合は、前々年。以下同じ。）中の公的年金等の収入金額（所得税法（昭和40年法律第33号）第35条第2項第1号に規定する公的年金等の収入金額をいう。）及び医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年の合計所得金額（地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（所得税法第28条第1項に規定する給与所得を有する者については、当該給与所得は、同条第2項の規定により計算した金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の3の11第2項の規定による控除が行われている場合には、その控除前の金額）から10万円を控除して得た額（当該額が0を下回る場合には、0とする。）によるものとする</p>

る。) から所得税法第35条第2項第1号に掲げる額を除いた額をい
い、当該合計所得金額が0を下回る場合には、0とする。) の合計額
が80万9,000円 以下である者をいう。

(対象者)

第3条 この条例により重度障害者医療費(以下「福祉医療費」という。)の助成を受けることができる重度障害者(以下「対象者」という。)は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 略

(2) 重度障害者、重度障害者の配偶者又は重度障害者の民法(明治29年法律第89号)第877条第1項に定める扶養義務者でその重度障害者の生計を維持するものについて、医療保険各法の給付が行われた月の属する年度分の地方税法の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割(同法第328条の規定によって課する所得割を除く。)の額(同法第314条の7並びに同法附則第5条の4第6項、第5条の4の2第5項及び第7条の2第4項の規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。)の合計額が23万5千円未満であるもの

(3) 略

2・3 略

る。) から所得税法第35条第2項第1号に掲げる額を除いた額をい
い、当該合計所得金額が0を下回る場合には、0とする。) の合計額
が規則で定める額以下である者をいう。

(対象者)

第3条 この条例により重度障害者医療費(以下「福祉医療費」という。)の助成を受けることができる重度障害者(以下「対象者」という。)は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 略

(2) 重度障害者、重度障害者の配偶者又は重度障害者の民法(明治29年法律第89号)第877条第1項に定める扶養義務者でその重度障害者の生計を維持するものについて、医療保険各法の給付が行われた月の属する年度分の地方税法の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割(同法第328条の規定によって課する所得割を除く。)の額(同法第314条の7並びに同法附則第5条の4第5項 _____ 及び第7条の2第4項の規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。)の合計額が23万5千円未満であるもの

(3) 略

2・3 略

豊岡市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例新旧対照表（第3条関係）

現行	改正後（案）
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p>(9) 低所得者 その属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が医療保険各法の給付が行われた月の属する年度（医療保険各法の給付が行われた月が4月、5月又は6月である場合は、前年度。以下同じ。）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。）が課されていない者（条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含む。）であり、かつ、その属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年（医療保険各法の給付が行われた月が1月から6月までの場合は、前々年。以下同じ。）中の公的年金等の収入金額（所得税法（昭和40年法律第33号）第35条第2項第1号に規定する公的年金等の収入金額をいう。）及び医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年の合計所得金額（地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（所得税法第28条第1項に規定する給与所得を有する者については、当該給与所得は、同条第2項の規定により計算した金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の3の11第2項の規定による控除が行われている場合には、その控除前の金額）から10万円を控除して得た額（当該額が0を下回る場合には、0とする。）によるものとする。）</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p>(9) 低所得者 その属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が医療保険各法の給付が行われた月の属する年度（医療保険各法の給付が行われた月が4月、5月又は6月である場合は、前年度。以下同じ。）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。）が課されていない者（条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含む。）であり、かつ、その属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年（医療保険各法の給付が行われた月が1月から6月までの場合は、前々年。以下同じ。）中の公的年金等の収入金額（所得税法（昭和40年法律第33号）第35条第2項第1号に規定する公的年金等の収入金額をいう。）及び医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年の合計所得金額（地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（所得税法第28条第1項に規定する給与所得を有する者については、当該給与所得は、同条第2項の規定により計算した金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の3の11第2項の規定による控除が行われている場合には、その控除前の金額）から10万円を控除して得た額（当該額が0を下回る場合には、0とする。）によるものとする。）</p>

から所得税法第35条第2項第1号に掲げる額を除いた額をいい、当該合計所得金額が0を下回る場合には、0とする。)の合計額が80万9,000円以下である者をいう。

から所得税法第35条第2項第1号に掲げる額を除いた額をいい、当該合計所得金額が0を下回る場合には、0とする。)の合計額が規則で定める額以下である者をいう。

豊岡市子ども医療費の助成に関する条例新旧対照表（第4条関係）

現行	改正後（案）
<p>（対象者）</p> <p>第3条 この条例により子ども医療費（以下「福祉医療費」という。）の助成を受けることができるこどもの保護者（以下「対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 次のいずれかに該当する者</p> <p>ア 略</p> <p>イ アの保護者以外の保護者であり、かつ、当該保護者（保護者が当該こどもの生計を維持できない者である場合は、そのこどもの扶養義務者）でそのこどもの生計を維持する者について、医療保険各法の給付が行われた月の属する年度分の地方税法の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。）の額（同法第314条の7並びに同法附則第5条の4第6項、<u>第5条の4の2第5項</u>及び第7条の2第4項の規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。）の合計額が23万5千円未満であるもの</p> <p>(3) 略</p> <p>2・3 略</p>	<p>（対象者）</p> <p>第3条 この条例により子ども医療費（以下「福祉医療費」という。）の助成を受けることができるこどもの保護者（以下「対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 次のいずれかに該当する者</p> <p>ア 略</p> <p>イ アの保護者以外の保護者であり、かつ、当該保護者（保護者が当該こどもの生計を維持できない者である場合は、そのこどもの扶養義務者）でそのこどもの生計を維持する者について、医療保険各法の給付が行われた月の属する年度分の地方税法の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。）の額（同法第314条の7並びに同法附則第5条の4第5項_____及び第7条の2第4項の規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。）の合計額が23万5千円未満であるもの</p> <p>(3) 略</p> <p>2・3 略</p>

第69号議案

豊岡市市税条例の一部を改正する条例制定について

豊岡市市税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年5月29日提出

豊岡市長 門 間 雄 司

(理由)

地方税法の改正に伴う所要の規定の整備を行うため。

豊岡市市税条例の一部を改正する条例

豊岡市市税条例（平成17年豊岡市条例第58号）の一部を次のように改正する。

第34条の7第2項中「附則第5条の6第2項」を「附則第5条の6第3項又は第4項」に改める。

第36条の2第1項ただし書中「及び第36条の3の3第1項」を「並びに第36条の3の3第1項及び第2項第4号」に改める。

第36条の3の2第1項第2号中「除き、」を「除く。次条第1項第2号において同じ。）（」に改め、「。次条第1項において同じ」を削り、同条第5項中「次条第4項」を「次条第5項」に改める。

第36条の3の3第1項を次のように改める。

次に掲げる者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）は、公的年金等支払者（所得税法第203条の6第1項に規定する申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する公的年金等（以下この項において「公的年金等」という。）の支払者をいう。以下この条において同じ。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次項各号に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

- (1) 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者
- (2) 法の施行地において公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。）の支払を受ける第23条第1項第1号に掲げる者であって、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。次号及び次項第3号において同じ。）（退職手当等（第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この号において同じ。）に係る所得を有する者に限る。）又は扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。）若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）を有する者
- (3) 法の施行地において公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものに限る。）の支払を受ける第23条第1項第1号に掲げる者（当該年中に支払を受けるべき当該公的年金等の額がその年最初に当該公的年金等の支払を受けるべき日の前日の現況において令第48条の9の7の3に定める金額に満た

ない者を除く。)であって、障害者、寡婦若しくはひとり親に該当する者又は特定配偶者若しくは扶養親族(年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族に限る。)若しくは特定親族(合計所得金額が85万円以下であるものに限る。)を有する者

第36条の3の3第5項中「第3項」を「第4項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「第48条の9の7の3」を「第48条の9の8」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に、「法第317条の3の3第1項の規定による申告書に」を「同条第1項の規定による申告書に」に、「法第317条の3の3第1項の規定による申告書を提出する」を「同条第1項の規定による申告書を提出する」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定による申告書の記載事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 公的年金等支払者の名称
- (2) 公的年金等受給者が、法第314条の2第1項第6号に規定する特別障害者又はその他の障害者に該当する場合にはその旨及びその該当する事実並びに寡婦又はひとり親に該当する場合にはその旨
- (3) 特定配偶者の氏名
- (4) 扶養親族又は特定親族の氏名
- (5) その他施行規則で定める事項

第63条中「が土地」の右に「又は家屋」を加え、「、家屋にあつては20万円」を削り、「150万円」を「180万円」に改める。

附則第6条中「から令和9年度まで」を「以後」に改める。

附則第7条の3第1項中「令和20年度」を「令和25年度」に、「令和7年」を「令和12年」に改める。

附則第7条の4中「又は附則第20条第1項」を「、附則第19条の3第1項又は附則第20条第1項」に、「附則第5条の6第2項」を「附則第5条の6第3項又は第4項」に改める。

附則第9条の2中「附則第7条の2第4項」の右に「(法附則第7条の3第3項又は第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)」を加える。

附則第17条の2第2項中「附則第34条の2第5項」を「附則第34条の2第6項」に、「附則第34条の2第10項」を「附則第34条の2第12項」に改め、同条に次の1項を加える。

4 第1項(第2項において準用する場合を含む。)の場合において、所得割の納税義務者が、租税特別措置法第31条の2第2項第13号から第15号までに掲げる土地等の譲渡に該当するものをしたときにおけるその譲渡をした土地等がその譲渡をした時において地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)第3条第1項の地す

べり防止区域、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の土砂災害特別警戒区域又は特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号）第56条第1項の浸水被害防止区域内にあるときは、当該土地等の譲渡は、第1項又は第2項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

附則第19条の2の次に次の1条を加える。

（特定暗号資産に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例）

第19条の3 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第38条の2第1項に規定する事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合には、当該事業所得、譲渡所得及び雑所得については、第33条第1項及び第2項並びに第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として令附則第18条の6の4で定めるところにより計算した金額（以下この項において「特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」という。）に対し、特定暗号資産に係る課税譲渡所得等の金額（特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額（次項第1号の規定により読み替えて適用される第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の100分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

- (1) 第34条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第19条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。
- (2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第19条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条の3第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。
- (3) 第35条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第19条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「、山林所得金額若しくは附則第19条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。

- (4) 附則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第19条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第19条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第36条の2第1項ただし書、第36条の3の2及び第36条の3の3の改正規定並びに附則第6条及び第7条の3の改正規定並びに次項及び附則第3項の規定
令和9年1月1日
 - (2) 第63条の改正規定及び附則第7項の規定
令和9年4月1日
 - (3) 第34条の7第2項の改正規定並びに附則第7条の4の改正規定（「附則第5条の6第2項」を「附則第5条の6第3項又は第4項」に改める部分に限る。）、附則第9条の2の改正規定及び附則第17条の2の改正規定並びに附則第5項の規定
令和10年1月1日
 - (4) 附則第7条の4の改正規定（前号に掲げる改正規定を除く。）及び附則第19条の2の次に1条を加える改正規定並びに附則第4項及び第6項の規定
金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律（令和8年法律第号）の施行の日の属する年の翌々年の1月1日
（市民税に関する経過措置）
- 2 この条例による改正後の豊岡市市税条例（以下「新条例」という。）第36条の3の3第1項及び第2項の規定は、前項第1号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき公的年金等について提出する新条例第36条の3の3第1項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき公的年金等について提出したこの条例による改正前の豊岡市市税条例第36条の3の3第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。
- 3 新条例附則第7条の3第1項及び第2項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が令和8年1月1日以後に所得税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第12号。以下この項において「所得税法等改正法」という。）第7条の規定による改正後の租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条第1項に規定する居住用家屋（同条第16項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第16項に規定する特例居住用家屋を含む。）若しくは既存住宅（同条第17項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第17項に規定する特例既存住宅及び同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。）若しくは増改築等をした家屋（同条第17項の規定により同条第1項に規定する増改築等をした家屋とみなさ

れる同条第17項に規定する特例増改築等をした家屋を含み、当該増改築等又は当該特例増改築等に係る部分に限る。)又は同条第6項に規定する認定住宅等(同条第18項の規定により同条第6項に規定する認定住宅等とみなされる同条第18項に規定する特例認定住宅等を含む。)を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し、市民税の所得割の納税義務者が同日前に所得税法等改正法第7条の規定による改正前の租税特別措置法第41条第1項に規定する居住用家屋(同条第20項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第20項に規定する特例居住用家屋を含む。)若しくは既存住宅(同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。)若しくは増改築等をした家屋(当該増改築等に係る部分に限る。)又は同条第10項に規定する認定住宅等(同条第21項の規定により同条第10項に規定する認定住宅等とみなされる同条第21項に規定する特例認定住宅等を含む。)を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。

- 4 附則第1項第4号に掲げる規定による改正後の豊岡市市税条例附則第7条の4の規定は、同号に掲げる規定の施行の日(以下この項及び附則第6項において「4号施行日」という。)の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、4号施行日の属する年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。
- 5 新条例附則第17条の2第4項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が附則第1項第3号に掲げる規定の施行の日以後に行う新条例附則第17条の2第1項の土地等の譲渡について適用する。
- 6 新条例附則第19条の3の規定は、4号施行日の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。
(固定資産税に関する経過措置)
- 7 新条例第63条の規定は、令和9年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和8年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

豊岡市市税条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の内容

- (1) 個人の市民税について、公的年金等受給者の扶養親族等申告書を提出しなければならない者の範囲を拡大すること。(第36条の3の3関係)
- (2) 固定資産税における免税点について、家屋にあっては20万円を30万円に、償却資産にあっては150万円を180万円に引き上げること。(第63条関係)
- (3) 個人の市民税について、住宅借入金等特別税額控除の対象を居住年が令和12年までのものとし、適用期限を令和25年度まで延長すること。(附則第7条の3関係)
- (4) 個人の市民税における優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例について、租税特別措置法第31条の2第2項第13号から第15号までに掲げる土地等の譲渡に該当するものをしたときにおけるその譲渡をした土地等が、その譲渡をした時において地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害特別警戒区域又は浸水被害防止区域内にある場合には、本特例措置の適用ができないこととすること。(附則第17条の2関係)
- (5) 個人の市民税における所得割の納税義務者が特定暗号資産の譲渡をした場合には、当該特定暗号資産の譲渡による事業所得、譲渡所得及び雑所得については、他の所得と分離して100分の3の税率により所得割を課すること。(附則第19条の3関係)
- (6) その他所要の規定の整理を行うこと。

2 附則

- (1) この条例の規定を区分し、当該区分に応じて施行期日を定めること。(附則第1項関係)
- (2) 個人の市民税について、この条例の施行に係る所要の経過措置を定めること。(附則第2項から第6項関係)
- (3) 固定資産税の免税点の引上げに係る規定は、令和9年度以後の年度分の固定資産税について適用すること。(附則第7項関係)

豊岡市市税条例新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>（寄附金税額控除）</p> <p>第34条の7 略</p> <p>2 前項の特例控除額は、法第314条の7第11項（法附則第5条の6第2項_____の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した金額とする。</p> <p>（市民税の申告）</p> <p>第36条の2 第23条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式（別表）による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額（令第48条の9の7に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。）、法第314条の2第4項に規定する扶養控除額若しくは特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第36条の3の2第1項第3号及び第36条の3の3第1項</p>	<p>（寄附金税額控除）</p> <p>第34条の7 略</p> <p>2 前項の特例控除額は、法第314条の7第11項（法附則第5条の6第3項又は第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した金額とする。</p> <p>（市民税の申告）</p> <p>第36条の2 第23条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式（別表）による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額（令第48条の9の7に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。）、法第314条の2第4項に規定する扶養控除額若しくは特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第36条の3の2第1項第3号並びに第36条の3の3第1</p>

_____において同じ。) (前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。)に係るものを除く。)の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の7第1項及び第2項の規定により控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。)の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。)及び第24条第2項に規定する者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(2)に掲げる者を除く。)については、この限りでない。

2～9 略

(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)

第36条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「給与所得者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者(以下この条において「給与支払者」という。)から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1) 略

(2) 所得割の納税義務者(合計所得金額が1千万円以下であるものに限る。)の自己と生計を一にする配偶者(法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除き、_____合計所得金額が133万円以

項及び第2項第4号において同じ。) (前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。)に係るものを除く。)の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の7第1項及び第2項の規定により控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。)の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。)及び第24条第2項に規定する者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(2)に掲げる者を除く。)については、この限りでない。

2～9 略

(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)

第36条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「給与所得者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者(以下この条において「給与支払者」という。)から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1) 略

(2) 所得割の納税義務者(合計所得金額が1千万円以下であるものに限る。)の自己と生計を一にする配偶者(法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除く。次条第1項第2号において同じ。) (合計所得金額が133万円以

下であるものに限る。次条第1項において同じ。）の氏名

(3)・(4) 略

2～4 略

5 給与所得者は、第1項及び第3項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって施行規則で定めるものをいう。次条第4項及び第53条の9第3項において同じ。）により提出することができる。

6 略

（個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書）

第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であって、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であって、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。第2号において同じ。）又は扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。）若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）を有する

下であるものに限る_____。）の氏名

(3)・(4) 略

2～4 略

5 給与所得者は、第1項及び第3項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって施行規則で定めるものをいう。次条第5項及び第53条の9第3項において同じ。）により提出することができる。

6 略

（個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書）

第36条の3の3 次に掲げる者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）は、公的年金等支払者（所得税法第203条の6第1項に規定する申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する公的年金等（以下この項において「公的年金等」という。）の支払者をいう。以下この条において同じ。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次項各号に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1) 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者

(2) 法の施行地において公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。）の支払を受ける第23条第1項第1号に掲げ

者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

- (1) 当該公的年金等支払者の名称
- (2) 特定配偶者の氏名
- (3) 扶養親族又は特定親族の氏名
- (4) その他施行規則で定める事項

る者であつて、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。次号及び次項第3号において同じ。）（退職手当等（第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この号において同じ。）に係る所得を有する者に限る。）又は扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であつて退職手当等に係る所得を有する者に限る。）若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）を有する者

- (3) 法の施行地において公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものに限る。）の支払を受ける第23条第1項第1号に掲げる者（当該年中に支払を受けるべき当該公的年金等の額がその年最初に当該公的年金等の支払を受けるべき日の前日の現況において令第48条の9の7の3に定める金額に満たない者を除く。）であつて、障害者、寡婦若しくはひとり親に該当する者又は特定配偶者若しくは扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族に限る。）若しくは特定親族（合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）を有する者

2 前項の規定による申告書の記載事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 公的年金等支払者の名称
- (2) 公的年金等受給者が、法第314条の2第1項第6号に規定する特別障害者又はその他の障害者に該当する場合にはその旨及びその該当する事実並びに寡婦又はひとり親に該当する場合にはその旨
- (3) 特定配偶者の氏名
- (4) 扶養親族又は特定親族の氏名

2 前項 又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を公的年金等支払者を経由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を経由して提出した前項 又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書に記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法第203条の6第2項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、施行規則で定めるところにより、前項 又は法第317条の3の3第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項 又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を提出することができる。

3 略

4 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が令第48条の9の7の3において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提出することができる。

5 前項の規定の適用がある場合における第3項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「公的年金等支払者に受理されたとき」とあるのは「公的年金等支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。

(固定資産税の免税点)

第63条 同一の者についてその者の所有に係る土地、家屋又は償却資産

(5) その他施行規則で定める事項

3 第1項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を公的年金等支払者を経由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を経由して提出した第1項又は同条第1項の規定による申告書に _____ 記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法第203条の6第2項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、施行規則で定めるところにより、第1項又は法第317条の3の3第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した第1項又は同条第1項の規定による申告書を提出する _____ ことができる。

4 略

5 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が令第48条の9の8 _____ において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提出することができる。

6 前項の規定の適用がある場合における第4項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「公的年金等支払者に受理されたとき」とあるのは「公的年金等支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。

(固定資産税の免税点)

第63条 同一の者についてその者の所有に係る土地、家屋又は償却資産

に対して課する固定資産税の課税標準となるべき額が土地_____にあっては30万円、家屋にあっては20万円、償却資産にあっては150万円に満たない場合においては、固定資産税を課さない。

附 則

(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)

第6条 平成30年度から令和9年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の5第3項の規定に該当する場合における第34条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の5第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。

(個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除)

第7条の3 平成22年度から令和20年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(同法第41条第1項に規定する居住年が平成21年から令和7年までの各年である場合に限る。)には、法附則第5条の4第5項(同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第34条の3及び第34条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 略

(寄附金税額控除における特例控除額の特例)

第7条の4 第34条の7の規定の適用を受ける市民税の所得割の納税義

に対して課する固定資産税の課税標準となるべき額が土地又は家屋にあっては30万円_____、償却資産にあっては180万円に満たない場合においては、固定資産税を課さない。

附 則

(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)

第6条 平成30年度以後_____の各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の5第3項の規定に該当する場合における第34条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の5第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。

(個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除)

第7条の3 平成22年度から令和25年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(同法第41条第1項に規定する居住年が平成21年から令和12年までの各年である場合に限る。)には、法附則第5条の4第5項(同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第34条の3及び第34条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 略

(寄附金税額控除における特例控除額の特例)

第7条の4 第34条の7の規定の適用を受ける市民税の所得割の納税義

務者が、法第314条の7第11項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第34条の3第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であつて、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第16条の3第1項、附則第16条の4第1項、附則第17条第1項、附則第18条第1項、附則第19条第1項、附則第19条の2第1項又は附則第20条第1項の規定の適用を受けるときは、第34条の7第2項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第5条の5第2項（法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した金額とする。

第9条の2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に特例控除対象寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者について前条第3項の規定による申告特例通知書の送付があつた場合（法附則第7条第13項の規定によりなかつたものとみなされる場合を除く。）には、法附則第7条の2第4項に規定するところにより控除すべき額を、第34条の7第1項及び第2項の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

（優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例）

第17条の2 略

2 前項の規定は、昭和63年度から令和11年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第34条の2第5項に規

務者が、法第314条の7第11項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第34条の3第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であつて、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第16条の3第1項、附則第16条の4第1項、附則第17条第1項、附則第18条第1項、附則第19条第1項、附則第19条の2第1項、附則第19条の3第1項又は附則第20条第1項の規定の適用を受けるときは、第34条の7第2項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第5条の5第2項（法附則第5条の6第3項又は第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した金額とする。

第9条の2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に特例控除対象寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者について前条第3項の規定による申告特例通知書の送付があつた場合（法附則第7条第13項の規定によりなかつたものとみなされる場合を除く。）には、法附則第7条の2第4項（法附則第7条の3第3項又は第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、第34条の7第1項及び第2項の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

（優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例）

第17条の2 略

2 前項の規定は、昭和63年度から令和11年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第34条の2第6項に規

定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。

3 略

定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第12項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。

3 略

4 第1項(第2項において準用する場合を含む。)の場合において、所得割の納税義務者が、租税特別措置法第31条の2第2項第13号から第15号までに掲げる土地等の譲渡に該当するものをしたときにおけるその譲渡をした土地等がその譲渡をした時において地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)第3条第1項の地すべり防止区域、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項の土砂災害特別警戒区域又は特定都市河川浸水被害対策法(平成15年法律第77号)第56条第1項の浸水被害防止区域内にあるときは、当該土地等の譲渡は、第1項又は第2項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

(特定暗号資産に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第19条の3 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第38条の2第1項に規定する事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合には、当該事業所得、譲渡所得及び雑所得については、第33条第1項及び第2項並びに第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額と

して令附則第18条の6の4で定めるところにより計算した金額（以下この項において「特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」という。）に対し、特定暗号資産に係る課税譲渡所得等の金額（特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額（次項第1号の規定により読み替えて適用される第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の100分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第34条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第19条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第19条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条の3第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) 第35条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第19条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「山林所得金額若しくは附則第19条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。

(4) 附則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金

額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第19条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第19条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

第70号議案

豊岡市良好な地域環境を確保するための開発行為の手続等に関する条例の一部を改正する条例制定について

豊岡市良好な地域環境を確保するための開発行為の手続等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年5月29日提出

豊岡市長 門 間 雄 司

(理由)

兵庫県の太陽光発電施設等と地域環境との調和に関する条例の規定により許可が必要となる開発行為については、本条例の適用除外とするため。

豊岡市条例第 号

豊岡市良好な地域環境を確保するための開発行為の手續等に関する条例の一部を改正する条例

豊岡市良好な地域環境を確保するための開発行為の手續等に関する条例（平成19年豊岡市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第5条第10号中「及び」を「若しくは」に、「を行う」を「を行い、又は第7条の2若しくは第7条の3の規定による許可を受けて行う」に改める。

附 則

この条例は、令和8年7月1日から施行する。

豊岡市良好な地域環境を確保するための開発行為の手続等に関する条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の内容

兵庫県の太陽光発電施設等と地域環境との調和に関する条例の規定により、許可を受けなければならない開発行為については、本条例は適用しないこと。(第5条関係)

2 附則

この条例は、令和8年7月1日から施行すること。

豊岡市良好な地域環境を確保するための開発行為の手続等に関する条例新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(適用除外)</p> <p>第5条 前条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる開発行為については、この条例は、適用しない。</p> <p>(1)～(9) 略</p> <p>(10) 太陽光発電施設等と地域環境との調和に関する条例（平成28年兵庫県条例第14号）第7条及び____第10条の規定による届出を行う</p> <hr/> <p>開発行為</p> <p>(11)～(15) 略</p>	<p>(適用除外)</p> <p>第5条 前条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる開発行為については、この条例は、適用しない。</p> <p>(1)～(9) 略</p> <p>(10) 太陽光発電施設等と地域環境との調和に関する条例（平成28年兵庫県条例第14号）第7条若しくは第10条の規定による届出を行い、又は第7条の2若しくは第7条の3の規定による許可を受けて行う</p> <hr/> <p>開発行為</p> <p>(11)～(15) 略</p>

第71号議案

豊岡市立道の駅「神鍋高原」の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について

豊岡市立道の駅「神鍋高原」の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年5月29日提出

豊岡市長 門 間 雄 司

(理由)

道の駅本館にイベントホールを設置するため。

豊岡市条例第 号

豊岡市立道の駅「神鍋高原」の設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例

豊岡市立道の駅「神鍋高原」の設置及び管理に関する条例（令和3年豊岡市条例
第31号）の一部を次のように改正する。

別表中 「

道の駅実習館	地域資源活用研修室	1時間当たり	1,100円
	地域文化交流室	1時間当たり	1,100円

を
」

「

道の駅本館	イベントホール	1時間当たり	1,200円
道の駅実習館	地域資源活用研修室	1時間当たり	1,100円
	地域文化交流室	1時間当たり	1,100円

に改める。
」

附 則

この条例は、令和8年8月1日から施行する。

豊岡市立道の駅「神鍋高原」の設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例案要綱

1 改正の内容

道の駅本館にイベントホールを設置し、その使用料を定めること。(別表関係)

2 附則

この条例は、令和8年8月1日から施行すること。

豊岡市立道の駅「神鍋高原」の設置及び管理に関する条例新旧対照表

現行				改正後（案）			
別表（第7条、第12条関係）				別表（第7条、第12条関係）			
施設		使用区分	使用料	施設		使用区分	使用料
道の駅実習館	地域資源活用研修室	1時間当たり	1,100円	道の駅本館	イベントホール	1時間当たり	1,200円
	地域文化交流室	1時間当たり	1,100円	道の駅実習館	地域資源活用研修室	1時間当たり	1,100円
神鍋温泉ゆとろぎ		略		神鍋温泉ゆとろぎ		略	
備考 略				備考 略			

第72号議案

令和8年度豊岡市一般会計補正予算（第1号）

令和8年度豊岡市の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ369,576千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ52,119,576千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の追加及び変更は、「第3表地方債補正」による。

令和8年5月29日提出

豊岡市長 門 間 雄 司

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1. 市 税		9,939,703	△21,667	9,918,036
	3.軽自動車税	342,600	△26,000	316,600
	13.旧法による税	0	4,333	4,333
10. 環境性能割交付金		83,751	△67,504	16,247
	1.環境性能割交付金	83,751	△67,504	16,247
11. 地方特例交付金		54,220	89,171	143,391
	1.地方特例交付金	53,718	89,171	142,889
16. 国庫支出金		5,672,848	80,513	5,753,361
	1.国庫負担金	3,455,424	48,000	3,503,424
	2.国庫補助金	2,165,389	32,513	2,197,902
17. 県支出金		3,493,185	14,442	3,507,627
	2.県補助金	1,442,482	13,531	1,456,013
	3.委託金	183,267	911	184,178
19. 寄附金		1,732,000	51	1,732,051
	1.寄附金	1,732,000	51	1,732,051
20. 繰入金		5,632,444	118,032	5,750,476
	2.基金繰入金	5,599,038	118,032	5,717,070
22. 諸収入		1,662,647	107,238	1,769,885
	3.貸付金元利収入	540,857	6,877	547,734
	5.雑収入	1,094,387	100,361	1,194,748
23. 市債		2,237,100	49,300	2,286,400
	1.市債	2,237,100	49,300	2,286,400
歳 入 合 計		51,750,000	369,576	52,119,576

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2. 総 務 費		8,338,628	61,754	8,400,382
	1. 総 務 管 理 費	7,537,023	61,453	7,598,476
	3. 戸籍住民基本台帳費	273,195	301	273,496
3. 民 生 費		15,262,728	72,210	15,334,938
	1. 社 会 福 祉 費	4,849,401	3,586	4,852,987
	2. 老 人 福 祉 費	3,578,145	3,668	3,581,813
	4. 生 活 保 護 費	998,980	64,956	1,063,936
4. 衛 生 費		8,268,857	25,908	8,294,765
	1. 保 健 衛 生 費	6,593,764	25,908	6,619,672
6. 農 林 水 産 業 費		1,676,717	13,746	1,690,463
	1. 農 業 費	1,366,586	13,746	1,380,332
7. 商 工 費		1,175,901	124,800	1,300,701
	1. 商 工 費	1,175,901	124,800	1,300,701
8. 土 木 費		5,301,006	10,771	5,311,777
	2. 道 路 橋 り ょ う 費	1,560,452	10,771	1,571,223
10. 教 育 費		4,156,611	60,387	4,216,998
	1. 教 育 総 務 費	1,048,892	35,426	1,084,318
	2. 小 学 校 費	669,936	8,910	678,846
	3. 中 学 校 費	301,718	51	301,769
	5. 社 会 教 育 費	874,857	15,000	889,857
	6. 保 健 体 育 費	1,048,971	1,000	1,049,971
歳 出 合 計		51,750,000	369,576	52,119,576

第 2 表 債務負担行為補正

追 加 (単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
市有施設照明設備LED化業務	令和9年度	231,000
学校給食調理等業務	令和9年度から 令和13年度まで	1,170,570
日高東部健康福祉センター 指 定 管 理 料	令和9年度から 令和13年度まで	151,875
竹野多目的屋内運動広場 指 定 管 理 料	令和9年度から 令和13年度まで	1,105
竹野海洋センター指定管理料	令和9年度から 令和13年度まで	64,955
日高文化体育館指定管理料	令和9年度から 令和13年度まで	85,275
豊岡市民グラウンド指定管理料	令和9年度から 令和13年度まで	29,870
こうのとりスタジアム指定管理料	令和9年度から 令和13年度まで	31,090
竹野中央公園指定管理料	令和9年度から 令和13年度まで	12,205
但東スポーツ公園指定管理料	令和9年度から 令和13年度まで	22,080
計		1,800,025

第 3 表 地方債補正

追 加

(単位 千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
小中一貫校整備事業費 〔 但 東 地 域 〕	35,100 [35,100]	当 初 予 算 記 載 の と お り	当 初 予 算 記 載 の と お り	当 初 予 算 記 載 の と お り
計	35,100			

変 更

(単位 千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	
	補 正 前	補 正 後
道 路 整 備 事 業 費 〔 上 山 二 見 線 〕	137,600 〔 9,500 〕	148,100 〔 20,000 〕
消 防 防 災 設 備 整 備 事 業 費 〔 被 災 者 支 援 シ ス テ ム 〕	155,400 〔 0 〕	158,000 〔 2,600 〕
過 疎 対 策 事 業 債 (過疎地域持続的発展特別事業分)	60,700	61,800
計	2,237,100	2,251,300

令和 8 年 度 豊 岡 市 一 般 会 計
補 正 予 算 (第 1 号) に 関 する 説 明 書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括
(歳入)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
1. 市 税	9,939,703	△21,667	9,918,036
10. 環境性能割交付金	83,751	△67,504	16,247
11. 地方特例交付金	54,220	89,171	143,391
16. 国庫支出金	5,672,848	80,513	5,753,361
17. 県支出金	3,493,185	14,442	3,507,627
19. 寄附金	1,732,000	51	1,732,051
20. 繰入金	5,632,444	118,032	5,750,476
22. 諸収入	1,662,647	107,238	1,769,885
23. 市債	2,237,100	49,300	2,286,400
歳入合計	51,750,000	369,576	52,119,576

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
2. 総務費	8,338,628	61,754	8,400,382
3. 民生費	15,262,728	72,210	15,334,938
4. 衛生費	8,268,857	25,908	8,294,765
6. 農林水産業費	1,676,717	13,746	1,690,463
7. 商工費	1,175,901	124,800	1,300,701
8. 土木費	5,301,006	10,771	5,311,777
9. 消防費	2,133,224	0	2,133,224
10. 教育費	4,156,611	60,387	4,216,998
歳出合計	51,750,000	369,576	52,119,576

(単位 千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
△8,842	1,100	49,160	20,336
51,049			21,161
18,000			7,908
12,954		1,978	△1,186
40,000		80,000	4,800
△12,525	10,500		12,796
△1,167	2,600		△1,433
△4,514	35,100	9,523	20,278
94,955	49,300	140,661	84,660

2. 歳 入

(款) 1. 市税

(項) 3. 軽自動車税

目	補正前の額	補正額	計
1. 環境性能割	26,000	△26,000	0
計	342,600	△26,000	316,600

(款) 1. 市税

(項) 13. 旧法による税

目	補正前の額	補正額	計
1. 環境性能割	0	4,333	4,333
計	0	4,333	4,333

(款) 10. 環境性能割交付金

(項) 1. 環境性能割交付金

目	補正前の額	補正額	計
1. 環境性能割交付金	83,751	△67,504	16,247
計	83,751	△67,504	16,247

(款) 11. 地方特例交付金

(項) 1. 地方特例交付金

目	補正前の額	補正額	計
1. 地方特例交付金	53,718	89,171	142,889
計	53,718	89,171	142,889

(款) 16. 国庫支出金

(項) 1. 国庫負担金

目	補正前の額	補正額	計
3. 民生費国庫負担金	3,452,939	48,000	3,500,939
計	3,455,424	48,000	3,503,424

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
1. 現年課税分	△26,000	現年課税分 △26,000

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
1. 環境性能割	4,333	環境性能割 4,333

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
1. 環境性能割交付金	△67,504	環境性能割交付金 △67,504

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
1. 地方特例交付金	89,171	地方特例交付金 89,171

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
4. 生活保護費負担金	48,000	生活保護費負担金 48,000

(款) 16. 国庫支出金

(項) 2. 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計
1. 総務費国庫補助金	125,761	6,901	132,662
2. 民生費国庫補助金	1,331,006	3,049	1,334,055
6. 土木費国庫補助金	429,783	△12,525	417,258
21. 地方創生臨時交付金	16,870	58,000	74,870
33. 地域未来交付金	143,390	△22,912	120,478
計	2,165,389	32,513	2,197,902

(款) 17. 県支出金

(項) 2. 県補助金

目	補正前の額	補正額	計
5. 農林水産業費県補助金	654,062	12,954	667,016
9. 教育費県補助金	351,863	577	352,440
計	1,442,482	13,531	1,456,013

(款) 17. 県支出金

(項) 3. 委託金

目	補正前の額	補正額	計
7. 教育費委託金	7,962	911	8,873
計	183,267	911	184,178

(単位 千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1. 総務管理費補助金	6,901	マイナンバーカード交付事務費補助金 観光地の面的受入環境整備促進事業費補助金	301 6,600
1. 社会福祉費補助金	3,049	障害者総合支援事業費補助金 介護保険指定機関等管理システム改修事業費補助金 生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 生活困窮者就労準備支援事業費等補助金	1,749 44 1,256 1,256
1. 道路橋りょう費補助金	△12,525	社会資本整備総合交付金 道路改良事業費 防災・安全交付金 雪害対策事業費	△10,500 △10,500 △2,025 △2,025
1. 地方創生臨時交付金	58,000	地方創生臨時交付金	58,000
1. 地域未来交付金	△22,912	地域未来交付金 地域未来推進型 デジタル実装型 地域防災緊急整備型	△22,912 △21,870 125 △1,167

(単位 千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1. 農業費補助金	12,954	集落営農連携促進等事業費補助金 地域農業構造転換支援事業費補助金 農業法人活性化支援事業費補助金	2,561 7,393 3,000
1. 教育総務費補助金	577	中学校部活動改革推進プロジェクト事業費補助金	577

(単位 千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1. 教育総務費委託金	911	道徳教育実践研究事業委託金 コミュニティ・スクール推進事業委託金 みんなで体力チャレンジぐんぐんキッズ事業委託金	400 60 451

(款) 19. 寄附金

(項) 1. 寄附金

目	補正前の額	補正額	計
8. 教育費寄附金	0	51	51
計	1,732,000	51	1,732,051

(款) 20. 繰入金

(項) 2. 基金繰入金

目	補正前の額	補正額	計
1. 財政調整基金繰入金	2,707,926	84,660	2,792,586
16. 公共施設整備基金繰入金	712,600	31,400	744,000
91. 植村直己顕彰基金繰入金	2,605	1,972	4,577
計	5,599,038	118,032	5,717,070

(款) 22. 諸収入

(項) 3. 貸付金元利収入

目	補正前の額	補正額	計
7. 衛生費貸付金元利収入	0	6,877	6,877
計	540,857	6,877	547,734

(款) 22. 諸収入

(項) 5. 雑入

目	補正前の額	補正額	計
6. 雑入	1,093,834	100,361	1,194,195

(単位 千円)

節		金額	説明	明
区分				
1.	教育総務費寄附金	51	教育総務費寄附金	51

(単位 千円)

節		金額	説明	明
区分				
1.	財政調整基金繰入金	84,660	財政調整基金繰入金	84,660
1.	公共施設整備基金繰入金	31,400	公共施設整備基金繰入金	31,400
1.	植村直己顕彰基金繰入金	1,972	植村直己顕彰基金繰入金	1,972

(単位 千円)

節		金額	説明	明
区分				
1.	公立豊岡病院組合貸付金元利収入	6,877	公立豊岡病院組合貸付金元利収入	6,877

(単位 千円)

節		金額	説明	明
区分				
3.	雑入	100,361	複写料	117
			受託料	18,744
			地域の持続可能性確保に向けた郵便局利活用推進事業	18,744
			補助金・交付金	△500
			コミュニティ助成事業助成金	2,500
			人生100年時代づくり・地域創生ソフト事業交付金	△3,000
			返納金	1,978
			県営土地改良事業還付金	1,978
			プレミアム付商品券販売収入	80,000
			手数料	22
			キオスク端末設置	22

(款) 22. 諸収入

(項) 5. 雑入

目	補正前の額	補正額	計
計	1,094,387	100,361	1,194,748

(款) 23. 市債

(項) 1. 市債

目	補正前の額	補正額	計
8. 土木債	705,100	10,500	715,600
9. 消防債	377,500	2,600	380,100
10. 教育債	145,500	35,100	180,600
15. 過疎対策事業債（過疎地域持続的 発展特別事業分）	60,700	1,100	61,800
計	2,237,100	49,300	2,286,400

(単位 千円)

節		説	明
区	分		

(単位 千円)

節		説	明
区	分		
2.	道路橋りょう債	10,500	道路整備事業債 上山二見線 10,500 10,500
1.	消 防 債	2,600	消防防災設備整備事業債 被災者支援システム 2,600 2,600
1.	教 育 総 務 債	35,100	小中一貫校整備事業債 35,100
1.	過疎対策事業債（過疎地域持続的発展特別事業分）	1,100	過疎対策事業債（過疎地域持続的発展特別事業分） 1,100

3. 歳 出

(款) 2. 総務費

(項) 1. 総務管理費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2. 広 報 費	26,471	1,449	27,920				1,449
5. 財 産 管 理 費	1,575,722	27,777	1,603,499			27,777	
6. 企 画 費	920,660	28,918	949,578	6,725		18,883	3,310
11. 情 報 管 理 費	321,616	809	322,425				809
32. 地域コミュニティ 推 進 費	411,256	2,500	413,756		1,100	2,500	△1,100
34. 地方創生推進事業 費	680,659	0	680,659	△15,868			15,868
計	7,537,023	61,453	7,598,476	△9,143	1,100	49,160	20,336

(款) 2. 総務費

(項) 3. 戸籍住民基本台帳費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1. 戸籍住民基本台帳 費	273,195	301	273,496	301			

一般会計

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
7. 報償費	150	情報発信強化事業費 【秘書広報課】	1,449	
		報償金	150	
8. 旅費	146	費用弁償	48	
		普通旅費	98	
10. 需用費	12	消耗品費	12	
		広告料	250	
11. 役務費	1,141	手数料	891	
14. 工事請負費	20,900	庁舎管理費 【総務課】	20,900	
		整備工事費	20,900	
24. 積立金	6,877	庁舎等		
		基金管理費 【健康増進課】	6,877	
		財政調整基金積立金	3,576	
		地域振興基金積立金	3,301	
10. 需用費	150	企画調整費 【経営企画課・DX・行財政改革推進課】	28,918	
12. 委託料	28,644	消耗品費	150	
		業務委託料	18,744	
		但東クロスプロジェクト関連業務		
13. 使用料及び賃借料	124	事業委託料	9,900	
		自動運転バス実証運行事業		
		建物借上料	124	
13. 使用料及び賃借料	609	行政情報化推進事業費 【DX・行財政改革推進課】	609	
		土地借上料	411	
18. 負担金、補助及び交付金	200	クラウド使用料	198	
		DX推進事業費 【DX・行財政改革推進課】	200	
		負担金	200	
		企業人派遣	200	
18. 負担金、補助及び交付金	2,500	地域コミュニティ推進事業費 【地域づくり課】	2,500	
		補助金	2,500	
		コミュニティ助成事業助成金	2,500	
		財源更正		

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
13. 使用料及び賃借料	301	戸籍住民基本台帳事務費 【窓口サービス課】	301	
		OA機器借上料	301	

(款) 2. 総務費

(項) 3. 戸籍住民基本台帳費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
計	273,195	301	273,496	301			

(款) 3. 民生費

(項) 1. 社会福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 社会福祉総務費	1,242,493	3,586	1,246,079	1,793			1,793
計	4,849,401	3,586	4,852,987	1,793			1,793

(款) 3. 民生費

(項) 2. 老人福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2. 老人福祉事業費	117,425	3,668	121,093				3,668
計	3,578,145	3,668	3,581,813				3,668

(款) 3. 民生費

(項) 4. 生活保護費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 生活保護総務費	63,265	956	64,221	1,256			△300

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
12. 委託料	3,586	福祉事務所費 【社会福祉課】 3,498 業務委託料 3,498 福祉総合システム改修業務 福祉監査事務所費 【福祉監査課】 88 業務委託料 88 介護保険システム改修業務

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
19. 扶助費	3,668	外出支援サービス助成事業費 【高齢者支援課】 3,668 外出支援サービス助成費 3,668

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
10. 需用費	54	生活保護適正実施推進事業費 【社会福祉課】 956 消耗品費 54
11. 役務費	110	通信運搬費 110 業務委託料 792
12. 委託料	792	生活保護システム改修業務 生活保護システム電算入力業務

(款) 3. 民生費

(項) 4. 生活保護費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2. 扶助費	935,715	64,000	999,715	48,000			16,000
計	998,980	64,956	1,063,936	49,256			15,700

(款) 4. 衛生費

(項) 1. 保健衛生費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 保健衛生総務費	510,156	25,908	536,064	18,000			7,908
計	6,593,764	25,908	6,619,672	18,000			7,908

(款) 6. 農林水産業費

(項) 1. 農業費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
3. 農業振興費	621,832	12,954	634,786	12,954			
5. 農地費	525,653	792	526,445			1,978	△1,186
計	1,366,586	13,746	1,380,332	12,954		1,978	△1,186

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
19. 扶助費	64,000	生活保護措置費 【社会福祉課】	64,000
		生活扶助費 (追加給付)	64,000

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
11. 役員費	22	保健センター運営費 【健康増進課】	25,908
		手数料	22
18. 負担金、補助及び交付金	25,886	交付金	25,886
		物価高騰対策支援金	25,886

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
18. 負担金、補助及び交付金	12,954	農業振興事業費 【農業政策課】	12,954
		補助金	12,954
		地域農業構造転換支援事業費	7,393
		集落営農連携促進等事業費	2,561
		農業法人活性化支援事業費	3,000
22. 償還金、利子及び割引	792	農業用施設管理費 【農業政策課】	792
		返還金	792
		返還金	792

(款) 7. 商工費

(項) 1. 商工費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2. 商工振興費	617,084	124,800	741,884	40,000		80,000	4,800
計	1,175,901	124,800	1,300,701	40,000		80,000	4,800

(款) 8. 土木費

(項) 2. 道路橋りょう費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
3. 道路新設改良費	137,745	0	137,745	△10,500	10,500		
4. 雪害対策費	411,546	10,771	422,317	△2,025			12,796
計	1,560,452	10,771	1,571,223	△12,525	10,500		12,796

(款) 9. 消防費

(項) 1. 消防費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
5. 災害対策費	104,316	0	104,316	△1,167	2,600		△1,433
計	2,133,224	0	2,133,224	△1,167	2,600		△1,433

(款) 10. 教育費

(項) 1. 教育総務費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2. 事務局費	353,676	△1,500	352,176				△1,500
4. 教育研修センター費	12,067	851	12,918	851			

一般会計

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
12. 委託料	124,800	商工振興事業費 【環境経済課】 業務委託料 プレミアム付商品券換金等業務 プレミアム付商品券販売業務	124,800 124,800

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
			財源更正
10. 需用費	10,771	雪害対策事業費 【建設課】 修繕料	10,771 10,771

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
			財源更正

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
11. 役員費	△1,500	学校教育事務局費 【学校教育課】 手数料	△1,500 △1,500
7. 報償費	300	教育研修センター管理費 【学校教育課】 報償金	851 300

(款) 10. 教育費

(項) 1. 教育総務費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
(教育研修センター費)							
5. 学校振興費	431,715	36,075	467,790	637	35,100		338
6. 特別支援教育費	246,379	0	246,379	△753			753
計	1,048,892	35,426	1,084,318	735	35,100		△409

(款) 10. 教育費

(項) 2. 小学校費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 小学校管理費	605,803	8,910	614,713			10,500	△1,590
計	669,936	8,910	678,846			10,500	△1,590

(款) 10. 教育費

(項) 3. 中学校費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 中学校管理費	231,309	51	231,360			51	
計	301,718	51	301,769			51	

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
8. 旅 費	191	費用弁償	191	
		消耗品費	310	
10. 需 用 費	360	印刷製本費	50	
7. 報 償 費	20	学校振興事業費 【学校教育課】	915	
		補助金	915	
8. 旅 費	37	認定地域クラブ運営事業費	728	
		認定地域クラブ参加費等支援事業費	187	
10. 需 用 費	3	学校・家庭・地域連携推進事業費 【学校教育課】	60	
		報償金	20	
12. 委 託 料	35,100	普通旅費	37	
		消耗品費	3	
18. 負担金、補助及び 交 付 金	915	小中一貫校整備事業費 【教育施設課】	35,100	
		投資委託料	35,100	
		実施設計		
		財源更正		

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
14. 工 事 請 負 費	8,910	学校施設管理費 【教育施設課】	8,910	
		補修工事費	8,910	
		各小学校		

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
10. 需 用 費	51	学校運営事業費 【学校教育課】	51	
		消耗品費	51	

(款) 10. 教育費

(項) 5. 社会教育費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 社会教育総務費	172,186	0	172,186			△3,000	3,000
10. 博物館等自主事業費	28,465	0	28,465	△5,249		1,972	3,277
15. 文化会館整備費	171,973	15,000	186,973				15,000
計	874,857	15,000	889,857	△5,249		△1,028	21,277

(款) 10. 教育費

(項) 6. 保健体育費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 保健体育総務費	63,210	1,000	64,210				1,000
計	1,048,971	1,000	1,049,971				1,000

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
		財源更正
		財源更正
12. 委託料	15,000	文化会館整備事業費 【文化会館整備室】 15,000 業務委託料 15,000 豊岡市民会館リニューアル周辺整備基本計画策定業務

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
18. 負担金、補助及び交付金	1,000	ボート推進事業費 【文化・スポーツ振興課】 1,000 補助金 1,000 全国中学新人競漕大会実行委員会 1,000

地方債の前前年度末における現在高並びに前年度末
及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書

区 分	前前年度末 現在高	前 年 度 末 現 在 高 見 込 額		
		補正前の額	補 正 額	補正後の額
1. 普 通 債	23,749,683	24,924,190	△ 1,456,600	23,467,590
(1) 総 務	3,221,966	3,363,433	△ 14,200	3,349,233
(3) 衛 生	3,408,351	3,288,976	△ 173,000	3,115,976
(4) 農 林 水 産	1,307,870	1,462,641	△ 78,800	1,383,841
(5) 商 工	858,236	1,153,267	△ 286,300	866,967
(6) 土 木	6,957,732	7,217,343	△ 325,400	6,891,943
(7) 消 防	2,088,018	2,080,855	△ 75,400	2,005,455
(8) 教 育	5,689,323	6,190,821	△ 503,500	5,687,321
3. そ の 他 債	11,933,155	10,000,793		10,000,793
(5) 過 疎 対 策 事 業 債 (過疎地域持続的発展特別事業分)	355,168	305,932		305,932
合 計	35,914,382	35,117,680	△ 1,456,600	33,661,080

(単位 千円)

当 該 年 度 中 増 減 見 込 み				当 該 年 度 末 現 在 高 見 込 額		
当 該 年 度 中 起 債 見 込 額			当 該 年 度 中 元 金 償 還 見 込 額	当 該 年 度 末 現 在 高 見 込 額		
補 正 前 の 額	補 正 額	補 正 後 の 額		補 正 前 の 額	補 正 額	補 正 後 の 額
2,176,400	1,434,200	3,610,600	3,567,884	23,532,706	△ 22,400	23,510,306
161,200		161,200	531,867	2,992,766	△ 14,200	2,978,566
475,500	154,900	630,400	545,464	3,219,012	△ 18,100	3,200,912
131,800	78,500	210,300	113,084	1,481,357	△ 300	1,481,057
175,800	285,700	461,500	184,445	1,144,622	△ 600	1,144,022
705,100	333,400	1,038,500	738,239	7,184,204	8,000	7,192,204
377,500	59,100	436,600	403,016	2,055,339	△ 16,300	2,039,039
145,500	522,600	668,100	998,660	5,337,661	19,100	5,356,761
60,700	1,100	61,800	1,211,426	8,850,067	1,100	8,851,167
60,700	1,100	61,800	119,332	247,300	1,100	248,400
2,237,100	1,435,300	3,672,400	4,824,263	32,530,517	△ 21,300	32,509,217

歳入補正予算総括表

款	名 称	補正前の額	補 正 額	計
1	市 税	9,939,703	△ 21,667	9,918,036
10	環 境 性 能 割 交 付 金	83,751	△ 67,504	16,247
11	地 方 特 例 交 付 金	54,220	89,171	143,391
16	国 庫 支 出 金	5,672,848	80,513	5,753,361
17	県 支 出 金	3,493,185	14,442	3,507,627
19	寄 附 金	1,732,000	51	1,732,051
20	繰 入 金	5,632,444	118,032	5,750,476
22	諸 収 入	1,662,647	107,238	1,769,885
23	市 債	2,237,100	49,300	2,286,400
歳 入 合 計		51,750,000	369,576	52,119,576

(単位 千円)

主 な 内 容			
軽自動車税 (環境性能割)	△ 26,000	旧法による税 (環境性能割)	4,333
環境性能割交付金	△ 67,504		
地方特例交付金	89,171		
生活保護費負担金	48,000	マイナンバーカード交付事務費	301
観光地の面的受入環境整備促進事業費	6,600	障害者総合支援事業費	1,749
介護保険指定機関等管理システム改修事業費	44	生活困窮者就労準備支援事業費	1,256
社会資本整備総合交付金	△ 10,500	防災・安全交付金	△ 2,025
地方創生臨時交付金	58,000	地域未来交付金	△ 22,912
集落営農連携促進等事業費	2,561	地域農業構造転換支援事業費	7,393
農業法人活性化支援事業費	3,000	中学校部活動改革推進プロジェクト事業費	577
道徳教育実践研究事業委託金	400	コミュニティ・スクール推進事業委託金	60
みんなで体力チャレンジぐんぐんキッズ事業委託金	451		
教育総務費寄附金	51		
財政調整基金	84,660	公共施設整備基金	31,400
植村直己顕彰基金	1,972		
公立豊岡病院組合貸付金元利収入	6,877	複写料	117
受託料	18,744	補助金・交付金	△ 500
返納金	1,978	プレミアム付商品券販売収入	80,000
手数料	22		
道路整備事業債	10,500	消防防災設備整備事業債	2,600
小中一貫校整備事業債	35,100	過疎対策事業債 (過疎地域持続的発展特別事業分)	1,100

歳出補正予算総括表

款	名 称	補正前の額	補 正 額	計
2	総 務 費	8,338,628	61,754	8,400,382
3	民 生 費	15,262,728	72,210	15,334,938
4	衛 生 費	8,268,857	25,908	8,294,765
6	農 林 水 産 業 費	1,676,717	13,746	1,690,463
7	商 工 費	1,175,901	124,800	1,300,701
8	土 木 費	5,301,006	10,771	5,311,777
10	教 育 費	4,156,611	60,387	4,216,998
歳 出 合 計		51,750,000	369,576	52,119,576

(単位 千円)

主 な 内 容			
情報発信強化事業費	1,449	庁舎管理費	20,900
基金管理費	6,877	企画調整費	28,918
行政情報化推進事業費	609	D X推進事業費	200
地域コミュニティ推進事業費	2,500	戸籍住民基本台帳事務費	301
福祉事務所費	3,498	福祉監査事務費	88
外出支援サービス助成事業費	3,668	生活保護適正実施推進事業費	956
生活保護措置費	64,000		
保健センター運営費	25,908		
農業振興事業費	12,954	農業用施設管理費	792
商工振興事業費	124,800		
雪害対策事業費	10,771		
学校教育事務局費	△ 1,500	教育研修センター管理費	851
学校振興事業費	915	学校・家庭・地域連携推進事業費	60
小中一貫校整備事業費	35,100	学校施設管理費（小学校）	8,910
学校運営事業費（中学校）	51	文化会館整備事業費	15,000
ボート推進事業費	1,000		

歳出節別補正予算

(単位 千円)

番号	節 別	補正前の額	補 正 額	計
7	報 償 費	190,973	470	191,443
8	旅 費	60,248	374	60,622
10	需 用 費	1,722,154	11,401	1,733,555
11	役 務 費	482,767	△ 227	482,540
12	委 託 料	5,294,435	207,922	5,502,357
13	使 用 料 及 び 賃 借 料	475,650	1,034	476,684
14	工 事 請 負 費	2,609,930	29,810	2,639,740
18	負 担 金 、 補 助 及 び 交 付 金	10,983,813	43,455	11,027,268
19	扶 助 費	8,492,698	67,668	8,560,366
22	償 還 金 、 利 子 及 び 割 引 料	5,100,364	792	5,101,156
24	積 立 金	1,075,190	6,877	1,082,067
歳 出 合 計		51,750,000	369,576	52,119,576

歳出性質別補正予算

(単位 千円)

番号	性 質 別	補正前の額	補 正 額	計
2	物 件 費	7,497,011	164,733	7,661,744
3	維 持 補 修 費	148,321	10,771	159,092
4	扶 助 費	8,486,450	67,668	8,554,118
5	補 助 費 等	10,188,707	54,617	10,243,324
6	普 通 建 設 事 業 費	4,266,257	64,910	4,331,167
(2)	単 独 事 業 費	2,981,847	64,910	3,046,757
10	積 立 金	1,075,190	6,877	1,082,067
歳 出 合 計		51,750,000	369,576	52,119,576

一般会計投資的経費一覧

<普通建設事業>

(単位 千円)

事業名		予算額	特定財源			一般財源
			国県支出金	地方債	その他	
総務費	庁舎管理費	20,900				20,900
小計		20,900				20,900
土木費	上山二見線道路改良事業費		△ 10,500	10,500		
小計			△ 10,500	10,500		
消防費	災害対策事業費			2,600		△ 2,600
小計				2,600		△ 2,600
教育費	小中一貫校整備事業費	35,100		35,100		
	学校施設管理費(小学校)	8,910				8,910
小計		44,010		35,100		8,910
合計		64,910	△ 10,500	48,200		27,210

一般会計地方債の内訳

(単位 千円)

起債の種類	事業名	事業内容	予算計上額
緊急防災・減災事業債 (充当率100%)	消防防災設備整備事業	被災者支援システム整備事業	2,600
小計			2,600
過疎対策事業債 (充当率100%)	道路整備事業	上山二見線道路改良事業	10,500
	小中一貫校整備事業	但東地域小中一貫校整備事業	35,100
小計			45,600
過疎対策事業債 (過疎地域持続的発展特別事業分) (充当率100%)			1,100
小計			1,100
合計			49,300

